

国外転出時課税（出国税）制度の意義

—あるべき対象資産の範囲—

錦 織 俊 介

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 育 官 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的

平成 27 (2015) 年度税制改正で、国外転出時課税制度が創設された。国外転出時課税制度は、含み益を有する株式等を保有したまま国外転出し、キャピタル・ゲイン非課税国で売却することによって課税を逃れることなどを防止するための措置とされている。

国外転出時課税制度の対象となっている資産等は、有価証券等の他、未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引であるが、対象資産がこれらに限定されている理由を含め、国外転出時課税制度の意義は必ずしも明確ではない。

そこで本稿では、国外転出時課税制度の意義について検討し、明確に整理することを試みる。また、主要各国の例も比較しながら、あるべき対象資産の範囲について検討を行う。

2 研究の概要

(1) 国外転出時課税制度の意義 (第一章)

制度創設時の政府答弁で、佐藤慎一財務省主税局長 (当時) は、国外転出時課税制度が包括的所得概念に依拠していることを述べている。包括的所得概念は、人の担税力を増加させる経済的利得は全て所得を構成するという考え方で、反復的・継続的に生ずる利得のみを所得として観念する制限的所得概念と対をなす概念である。日本においては、アメリカ法の影響の下に、包括的所得概念が採用されている。

包括的所得概念の下では、価値の増加益 (未実現のキャピタル・ゲイン) も所得であるから、これに課税することには原理上は問題が無いが、資産評価を定期的に行わなければいけないことや、納税者が納税資金をもっていない場合には、納税のために資産の一部を譲渡しなければならないということが起こり得るなどの問題があるため、現実の制度としては、キャピ

タル・ゲインが実現した機会に課税の対象とする実現主義が採られている。この場合に、キャピタル・ゲインへの課税は、実現の時点まで繰り延べられることになる。

実現主義を貫徹すると、この課税の繰延べを原因とした問題が生じることがある。例えば、シャープ勧告では「所得税を何代にもわたってずるに後らせることを防止する」ために、相続や贈与により資産が移転した場合のみなし譲渡課税制度の導入を勧告している。1950 年の税制改正では、このシャープ勧告どおりののみなし譲渡課税制度が導入されたが、その後の改正で、のみなし譲渡課税の対象範囲は少しずつ制限されていき、現行の所得税法 59 条では、法人への贈与などの場合のみが、のみなし譲渡課税の対象となっており、相続や贈与により個人間で移転する限りは、無期限に課税を繰り延べることが可能となっている。

シャープ勧告では、キャピタル・ゲインの無期限の課税繰延べを問題と指摘していたが、これ以外にも実現主義の貫徹による問題はある。それは、課税権を離脱する行為により生じる。この点を指摘しているものに、1966 年のカナダ税制についてのカーター報告がある。カーター報告は、「我々は、カナダの居住者であった期間に蓄積したキャピタル・ゲインに対する課税を、単に外国の居住者になることで逃れられるようにすべきとは考えない。」と述べ、出国時ののみなし譲渡課税制度（出国税）の導入を提言している。

カーター報告は、Haig や Simons の包括的所得概念を引用し、国民の担税力に応じた公平な税制度を提案している。その中で、「納税者がその潜在的な納税義務を、無期限に先送りしたり、永遠に逃れたりすることが可能であれば、それは税の公平原則が侵害されることになる。」と述べている。

「無期限に先送り」することには、贈与や相続により課税を繰り延べることが考えられ、「永遠に逃れ」ることには、出国により課税権から離脱することが考えられる。このカーター報告の考え方に沿えば、出国税の意義を、「包括的所得概念に基づきキャピタル・ゲインに課税し、そのキャピタル・ゲインを所得として認識する方法として実現主義を採用する場合、実現主

義を貫徹することにより生じる税の不公平を無くすためのみなし譲渡課税制度のうち、課税権から離脱する行為により、潜在的な納税義務を永遠に逃れることを防ぐための制度」と表現することができる。

出国税の意義をこのように表現すると、出国税は、導入国のキャピタル・ゲイン課税制度と整合的である必要があると考えられる。そうでなければ税の不公平が明白に残される結果となるからである。そこで、日本が導入した国外転出時課税制度とキャピタル・ゲイン課税制度を比べてみると、キャピタル・ゲイン課税制度が広く資産一般を対象にしているのに対し、国外転出時課税制度の対象資産が株式等に制限されていることなど、いくつかの点で整合的でないことを指摘できる。

(2) 各国のキャピタル・ゲイン課税と出国税（第二章）

出国税の類型には、資産一般を対象とする一般的出国税と、対象を特定の資産に限る制限的出国税がある。また、出国税以外にも、出国により潜在的な納税義務を逃れることを防ぐための制度として、出国後も自国の居住者と同等の納税義務を課すなど、通常の方非居住者よりも拡張した納税義務を課す拡張的納税義務の制度や、出国後一定期間内に帰国した場合に、非居住者期間中に実現したキャピタル・ゲインに課税する再入国課税などがある。本稿では、カナダ、オーストラリア、アメリカ、ドイツ、オランダ、フランス、イギリスについて、各国のキャピタル・ゲイン課税制度と出国税（イギリスは再入国課税）との関係を整理する。

一般的出国税は、カナダ、オーストラリア、アメリカで採用されている。これらの国々に共通するのは、資産一般のキャピタル・ゲイン課税制度を採用している点である。このうちカナダとオーストラリアでは、キャピタル・ゲイン課税制度が導入された際（カナダ：1972年、オーストラリア：1985年）、その一部として出国税が制度化されている。アメリカは、キャピタル・ゲイン課税制度の歴史は古いものの出国税の導入は比較的新しい（2008年）が、これは、アメリカが市民権課税を採用しているといった特殊性、永く拡張的納税義務の制度を採用していて、課税逃れに対応できる

制度を有していたことなどを考えれば理解することができる。「出国税」と呼ぶと何か新しい独立した税制度のように聞こえるが、その歴史的経緯を考えると、出国税とは、実現主義を貫徹することにより生じるキャピタル・ゲイン課税制度の不備を補うためのみなし譲渡課税制度の一形態であり、あくまで資産一般を対象にしたキャピタル・ゲイン課税制度の一部として考えるべきものである。

一方、永く制限的所得概念を採用してきたヨーロッパ諸国の出国税は、これらの国とは状況が大きく異なっている。ドイツやオランダは、会社の一定割合以上の持ち分を保有する大株主が出国した場合に、その株式の含み益に課税する制限的出国税を採用している。ドイツやオランダは基本的にキャピタル・ゲイン課税を行わない国であるので、そもそも一般的出国税を採用する必要は無い。両国の出国税は、事業所得などの特定の所得を補完するべく制度化されたもので、対象の資産も（当然のことであるが）その特定の所得の対象資産に限定されている。

また、資産一般を対象とするキャピタル・ゲイン税があるイギリスが採用している再入国課税も、対象資産は資産一般となっており、キャピタル・ゲイン税の対象資産と整合している。

つまり、カナダ、オーストラリア、アメリカ、ドイツ、オランダ、イギリスの出国税（イギリスは再入国課税）について共通していることは、それが既存もしくはそれと同時に導入された制度を補完するものとして存在し、その対象資産は補完する制度と同じであるということである。それを念頭に日本の国外転出時課税制度を考えてみると、対象資産を株式等に限定していることが非常に特異に見えてくる。日本は包括的所得概念を採用し、資産一般のキャピタル・ゲイン課税を行っているのだから、カナダ、オーストラリア、アメリカのような一般的出国税を採用するのが自然な流れであり、そうでなければ補完が不十分で、制度の不備を残してしまう結果となる。制度の不備を残すということは、すなわち課税の不公平や課税逃れの余地を残すということである。

前述の六か国と異なり、キャピタル・ゲイン課税制度と出国税の対象資産が整合的でない国がフランスである。フランスは資産一般のキャピタル・ゲイン課税制度があるものの制限的出国税を採用している。フランスでは、出国税導入後、その対象資産の金額要件などが幾度となく改正され、2019年の改正により、実質的に対象者がかなり絞られてしまう制度となった。これは、2017年に就任したマクロン大統領の意向であり、マクロン大統領は「(出国税を)廃止したい。出国税はフランスの起業家にネガティブなメッセージを送っている。」と発言している。このように、既存制度の補完といった確固たる位置付けが無いと、今後、対象者の要件や対象資産の範囲の改正を検討する際に、簡単に経済政策の犠牲となってしまう、制度が安定しない結果となる恐れもある。

(3) 国外転出時課税制度の再検討 (第三章)

(1)で整理した出国税の意義と、(2)で紹介した各国の制度比較から考えれば、包括的所得概念に依拠し、資産一般のキャピタル・ゲインに課税を行う制度を採用している日本は、一般的出国税を採用すべきである。カーター報告の表現を引用すれば、それは、日本の居住者であった期間に蓄積したキャピタル・ゲインに対する課税を、単に外国の居住者になることで逃れられるような制度でよいのかという問いかけに対する回答である。

一般的出国税を採用する場合でも、いくつかの資産を制度の対象資産から除外する選択肢もある。出国税が、課税権から離脱する行為による課税逃れを防ぐための制度であるとするならば、出国後もそのキャピタル・ゲインについて日本の課税権が残る資産は、出国税の対象資産に含める必要は無い。未実現の利益に課税すると、資産の評価や納税者の納税資金といった面で問題が出てくる可能性があることを考慮すれば、出国税の対象資産に不必要な資産を含めることは避けるべきである。

しかしながら、不動産化体株式や事業譲渡類似株式のように、国内法上課税権が残っていたとしても、租税条約で規定が置き換わり、日本に課税権が残らない資産も存在する。そこで、例えば所得税法 162 条 (租税条約

に異なる定めがある場合の国内源泉所得)のように、租税条約を参照するような規定を置くことを検討してみよう。ここで大きな障壁となるのは、出国先とキャピタル・ゲイン実現時の居住地が同じであるとは限らないことである。つまり、出国時点では実現時にどの租税条約が適用されるのかが未確定であり、参照する租税条約を特定できないため、そのような規定を置くことは現実的に困難なのである。したがって、課税逃れを防ぐという目的を考えると、対象資産から除外しても問題の無い資産は、国内法上、国内源泉所得の基因となる資産であって、かつ、日本が結ぶ全ての国との租税条約においても日本に課税権が留保されている資産、例えば日本国内に所在する不動産などに限定されることとなる。更に、居住者而非居住者では課税方法に差異がある点や、出国後の執行の困難性まで考えれば、基本的にはキャピタル・ゲイン課税の対象となっている資産は、出国税の対象から外さない方がよいであろう。

また、出国税の対象資産を、単純に譲渡所得の対象資産と同じとしてしまうとその効果は十分ではない。例えば、暗号資産のように譲渡所得の基因とならない資産であっても、制度の対象とすべき資産は存在するのである。

3 結論（まとめ）

租税制度は、市場経済への影響、執行可能性やその効率性なども考慮し決定する必要があることは言うまでもないが、それらに優先する基本原則として租税公平主義がある。所得税制度全体が公平な制度であるよう設計されることが優先されるのであって、出国税も公平性を害さないようにその中に整合的に存在しなければならないのである。公平性を阻害する例外的な取扱いには、それが許されるだけの合理的な理由を必要とする。出国税に関しては、対象資産を限定するのであれば、所得税法がキャピタル・ゲイン課税の対象資産を限定的に規定していない以上、限定することについての合理的な理由が必要なのである。その理由が無い限り、日本の所得税制度と整合的

な一般的出国税を採用することが、最も有力な選択肢なのではないだろうか。

目 次

はじめに	254
第 1 章 国外転出時課税制度の意義	258
第 1 節 包括的所得概念と実現主義	258
1 取得型所得概念	258
2 制限的所得概念と包括的所得概念	259
3 包括的所得概念とキャピタル・ゲイン課税	260
4 キャピタル・ゲイン課税と実現主義	260
第 2 節 日本のキャピタル・ゲイン課税とみなし譲渡課税	262
1 包括的なキャピタル・ゲイン課税制度の成立	262
2 みなし譲渡課税制度の創設（シャープ税制）	263
3 シャープ税制以後のみなし譲渡課税制度	264
4 現行のみなし譲渡課税制度	265
第 3 節 実現主義の貫徹から生ずる問題点	266
1 相続・贈与による無期限の課税繰延べ	266
2 課税権からの離脱による永遠の課税逃れ	267
第 4 節 小括	269
第 2 章 各国のキャピタル・ゲイン課税と出国税	272
第 1 節 出国による課税逃れを防ぐための制度の類型	272
1 一般的出国税	272
2 制限的出国税	272
3 無制限の拡張的納税義務	273
4 制限的な拡張的納税義務	273
5 租税上の控除の取戻し	273
6 その他	274
第 2 節 カナダ	274
1 キャピタル・ゲイン課税と出国税の沿革	274

2	キャピタル・ゲイン課税制度の概要	275
3	出国税制度の概要	276
4	小括	276
第3節	オーストラリア	277
1	キャピタル・ゲイン課税と出国税の沿革	277
2	キャピタル・ゲイン課税制度の概要	278
3	出国税制度の概要	279
4	小括	279
第4節	アメリカ	280
1	キャピタル・ゲイン課税と出国税の沿革	280
2	キャピタル・ゲイン課税制度の概要	281
3	出国税制度の概要	282
4	小括	283
第5節	ドイツ	284
1	キャピタル・ゲイン課税制度の概要	284
2	出国税制度の沿革と概要	284
3	小括	285
第6節	オランダ	286
1	キャピタル・ゲイン課税制度の概要	286
2	出国税制度の沿革と概要	286
3	小括	287
第7節	フランス	287
1	キャピタル・ゲイン課税制度の概要	287
2	出国税制度の沿革と概要	287
3	小括	289
第8節	イギリス	289
1	キャピタル・ゲイン課税の沿革	289
2	キャピタル・ゲイン課税制度の概要	290

3	再入国課税の概要	291
4	小括	291
第 9 節	小括	292
第 3 章	国外転出時課税制度の再検討	294
第 1 節	一般的出国税の提言	294
第 2 節	対象から除外する資産	295
1	主要国の例	295
2	国内源泉所得の基因となる資産と租税条約	297
3	ストックオプションについて	299
4	課税権以外の視点	301
5	小括	301
第 3 節	譲渡所得の基因とならない資産等	302
1	未決済信用取引等と未決済デリバティブ取引	302
2	外貨	304
3	暗号資産	305
4	小括	308
おわりに		310

凡 例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

なお、これらの法令等の規定は、特に記載のない限り、令和 2 年 3 月 31 日現在のものに基づく。

《法令等》	《略称》
所得税法	所法
所得税法施行令	所令
Income Tax Act (カナダ)	ITA
Income Tax Assessment Act 1997 (オーストラリア)	ITAA97
Internal Revenue Code (アメリカ)	IRC
Außensteuergesetz (ドイツ)	AStG
Einkommensteuergesetz (ドイツ)	EStG
Wet op de inkomstenbelasting 2001 (オランダ)	IB
Code Général des Impôts (フランス)	CGI
Taxation on Chargeable Gains Act 1992 (イギリス)	TCGA92

はじめに

平成 27 (2015) 年度税制改正で、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（以下、「国外転出時課税制度」という。）が創設された。国外転出時課税制度は、1 億円以上の対象資産（有価証券等、未決済信用取引等、未決済デリバティブ取引）を保有する一定の居住者が国外転出をする際、その対象資産について譲渡等があったものとみなして、含み益に所得税を課税するというものである（所法 60 の 2）。

そして制度創設の趣旨について、税制改正の解説では、以下のとおり説明されている⁽¹⁾。

「株式等のキャピタルゲインについては、株式等の売却等により実現した時点で、株式を売却した納税者が居住している国において課税されることが原則となっています。こうした仕組みを利用して、巨額の含み益を有する株式を保有したまま国外転出し、キャピタルゲイン非課税国において売却することにより課税逃れを行うことが可能となっています。

そうした課税逃れを防止する観点から、主要国の多くが国外転出時点の未実現の所得（含み益）を国外転出前の居住地で課税するようになってきています。

平成 26 年 9 月に公表された BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの行動計画第 1 弾報告書においても、行動 6 「租税条約の濫用防止」の中で、国外転出時における未実現のキャピタルゲインに対する課税が、租税回避防止措置として位置づけられています。

そこで、日本においても、主要国と足並みを揃え、一定の国外転出者に対して、国外転出直前に対象資産を譲渡してこれを同時に買い戻したもの

(1) 財務省「平成 27 年度税制改正の解説」81 頁
(https://warp.da.ndl.go.jp/info-ndl.jp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/pdf/p0081_0124.pdf) (2020 年 6 月 16 日最終閲覧)。

とみなして、その未実現のキャピタルゲインに課税する譲渡所得等の課税の特例を創設することとされました。」

この解説を読むと、国外転出時課税制度が国際的に新しい制度であり、また、例えば平成 31 (2019) 年度の過大支払利子税制の改正のような、BEPS 行動計画に関連した改正であるといった印象を受ける。しかしながら、この解説ではあまり明らかではない点が二つあるので指摘したい。

一つ目は、BEPS 行動計画と国外転出時課税制度との関係である。確かに、BEPS 行動 6「租税条約の濫用防止」の中で、出国税⁽²⁾ (Departure or exit taxes) が租税回避防止措置 (anti-abuse rules) の一つとして記載されているという事実はある⁽³⁾。しかしながら、そこで述べられているのは、既にいくつかの主要国が採用している出国税は、課税国の居住者である時に適用されるものであり、非居住者となった後に生じた所得にまで及ぶものではないため、租税条約が出国税の適用を妨げないということだけである⁽⁴⁾。したがって、出国税を BEPS 対抗措置として積極的に勧めるものではない。また、出国税は近年になってから主要国が導入を進めているものではなく、例えばドイツの出国税は 1972 年に導入されたものである⁽⁵⁾。この点、増井教授も『課税逃れを防止する観点』を強調するあまり BEPS 行動 6 の報告書に依拠するのは、やや不正確である。」⁽⁶⁾と述べておられる。

更に、出国税は BEPS 行動計画でミニマムスタンダードやベストプラクティスが示されているものではないため、各国が同様の出国税制度を導入している

(2) 本稿では、国外転出 (出国) 時に未実現のキャピタル・ゲインに対して課税する各国の制度の総称である”Departure or exit taxes”の略語として、「出国税」という用語を用いる。そして、現行の日本の出国税を「国外転出時課税制度」と呼び区別する。

(3) OECD (2014). “Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project. OECD Publishing. p.14.

(4) OECD. supra note (3). p.96.

(5) Rijkkele Betten. (1998). “Income tax Aspects of Emigration and Immigration of Individuals” IBFD Publications. p.12.

(6) 増井良啓「実現原則と国外転出時課税制度」日税研論集 74 号『所得税の基本的諸問題』81 頁 (税務研究センター、2018)。

わけではない。したがって、「主要国と足並みを揃えて」という表現も、やや不正確といえよう。

二つ目は、対象資産を株式等に限定している点である。株式等は、キャピタル・ゲイン実現時の居住地で課税されることが原則となっていることが言及されているが、不動産や恒久的施設帰属資産などの一部の資産を除くほとんどの資産のキャピタル・ゲインは、居住地国課税が原則となっているため (OECD モデル租税条約 13 条、国連モデル租税条約 13 条)、株式等を対象資産とする理由にはなっているものの、株式等に限定する理由は明らかではない。例えば、近年申告漏れが多く報道されている暗号資産は、国外転出時課税制度の対象外となっている。

また、居住地国課税が原則となっていない資産のキャピタル・ゲインは、制度の対象とする必要は無いのだろうか。例えば、日本の居住者がキャピタル・ゲイン非課税国にある、含み益を有する不動産を所有していたとする。この場合、日本に居住している間にその不動産を売却した場合は課税されるが、キャピタル・ゲイン非課税国に転出した後に、その不動産を売却した場合は課税されないことになっている。これは明らかに不公平であろう。更には、前述のとおり、国外転出時課税制度は BEPS 行動計画との関連が薄く、各国が協調して国際的三重非課税を無くすといった趣旨とは異なるのだから、国外転出後に日本が課税できるか否かが問題となるのであって、日本以外の国が課税できるか否かはあまり関係が無いともいえる。したがって、不動産がキャピタル・ゲイン非課税国にある場合を例として挙げたが、キャピタル・ゲイン課税国にある場合でも問題はほとんど同じではないだろうか。

おそらく、本制度の導入に大きく影響を与えたであろうユニマット事件⁷⁾が、株式のキャピタル・ゲインを対象としたものであったことから、制度創設にお

(7) 日本からシンガポールに転出したとする納税者が株式を譲渡し、譲渡時は日本国内に住所を有していなかったとして確定申告をしなかったところ、国側が譲渡時も国内に住所を有していたとして課税処分を行った事例。納税者側が勝訴した。東京地判平成 19 年 9 月 14 日判タ 1277 号 173 頁、東京高判平成 20 年 2 月 28 日判タ 1278 号 163 頁。

いても株式会社を中心に検討が行われ、その他の資産を対象とすることについての検討が十分になされない状況で、制度が導入されたのではないだろうか。

本稿では、以上のような点を踏まえ、国外転出時課税制度の意義について検討し、明確に整理することを試みる。また、それを踏まえて日本の制度の在り方についての提言を行う。

なお、制度創設以前には、原教授らによる各国制度の比較研究⁽⁸⁾などが行われていた。そのような研究も踏まえ、国外転出時課税制度は、未実現の所得に対する課税といった性格に配慮した納税猶予の制度や、国際的二重課税に配慮した取得価額のステップ・アップなどの非常に丁寧な制度設計がなされている。本稿では、そのような細かな制度設計に関する部分にはあまり触れず、制度創設以前にはあまり議論されていなかった、制度の対象資産⁽⁹⁾にフォーカスし、あるべき対象資産の範囲についての検討を行う。また、本稿は個人に対する課税を研究対象とするものであるため、法人に対する課税には触れていない。

-
- (8) 原武彦「非居住者課税における居住性判定の在り方—出国税 (Exit Tax) 等の導入も視野に入れて—」税務大学校論叢 65 号 (2010)
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/65/04/pdf/004.pdf>)
(2020 年 6 月 16 日最終閲覧)。
- (9) 制度創設時の国会答弁で佐藤慎一財務相主税局長 (当時) は、今後、株式等以外を対象資産とする考えがあるかについて、「何かいろんな課題が出てきたり、更にもっとやるべきだという御議論もあるかもしれませんので、そのときに改めて考えさせていただければと思っております。」と答弁している。参議院平成 27 年 3 月 26 日「参議院財政金融委員会会議録第 5 号 (その 1)」19 頁。

第 1 章 国外転出時課税制度の意義

第 1 節 包括的所得概念と実現主義

国外転出時課税制度創設時の政府側答弁で、佐藤慎一財務省主税局長(当時)は、「これはいわゆる包括的所得概念という考え方でございまして、一定期間における純資産の増減という話と消費に充てられた収入というものを一体として所得として捉えると、そういう形で所得を定義をしているわけでございます。」⁽¹⁰⁾と答弁しており、国外転出時課税制度は、包括的所得概念に依拠していることを明らかにしている。

更に、所得税法が実現段階で課税する原則となっていること(以下、「実現主義」という。)について、「それはやはり、その把握とか評価ということについて様々な問題がある、困難があるというようなこともあるので、一般的な制度として行う場合には、通常は実現した段階でという取組になっており」⁽¹¹⁾と答弁し、実現主義がとられているのは、あくまで実際の便宜を考慮したためであることを明らかにし、未実現の所得に課税することの正当性を説明している。

本節では、この包括的所得概念と実現主義について述べ、国外転出時課税制度の意義を検討する上でのベースを整理する。

1 取得型所得概念⁽¹²⁾

税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならない。そして、国民の担税力の基準としては、所得・財産及び消費がある。そのうちでも、担税力の尺度として最もすぐれているのが所得である。

この所得を基準として国民に税負担を課しているのが所得税であるが、所

(10) 参議院平成 27 年 3 月 26 日・前掲注(9)16 頁。

(11) 参議院平成 27 年 3 月 26 日・前掲注(9)16 頁。

(12) 金子宏『租税法〔第 23 版〕』89-90 頁及び 193-195 頁(弘文堂、2019) 参照。

得を観念する概念は一つではない。真の意味における所得は、財貨の利用によって得られる効用と人的役務から得られる満足を意味するが、これらの効用や満足を測定し定量化することは困難であるから、所得税の対象としての所得を問題にする場合には、これらの効用や満足を可能にする金銭的価値で所得を表現せざるを得ない。そして、所得を金銭的価値で表現する場合、その構成の仕方には二つの類型がある。

一つは消費型（支出型）所得概念と呼ばれるもので、各人の収入のうち、効用ないし満足の源泉である財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と観念し、蓄積に向けられる部分を所得の範囲から除外する考え方である。しかし、この制度には問題が少なくなく、実際の制度においてはどこの国でも採用されていない。

いま一つは、取得型（発生型）所得概念と呼ばれるもので、各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得を所得と観念する考え方である。この考え方が、日本を含む各国の租税制度において一般的に採用されている。

2 制限的所得概念と包括的所得概念⁽¹³⁾

取得型所得概念の下において、所得の範囲をどのように構成するかについては、二つの考え方がある。一つは、制限的所得概念で、経済的利得のうち、利子・配当・地代・利潤・給与等、反復的・継続的に生ずる利得のみを所得として観念し、一時的・偶発的・恩恵的利得を所得の範囲から除外する考え方である。イギリス及びヨーロッパ諸国の所得税制度は、伝統的にこの考え方に基づいており、そこでは、キャピタル・ゲインのような一時的・偶発的利得は、長い間課税の対象から除外されてきた。

もう一つは、包括的所得概念で、人の担税力を増加させる経済的利得は全て所得を構成するとし、反復的・継続的利得のみでなく、一時的・偶発的・

(13) 金子・前掲注(12)194頁参照。

恩恵的利得も所得に含める考え方である。1913 年にアメリカで採用された連邦所得税制度は、基本的にこの考え方を採用している。

日本においては、第二次世界大戦前は、所得の範囲は制限的に構成されていたが、戦後は、アメリカ法の影響の下に、包括的所得概念が採用されている。

3 包括的所得概念とキャピタル・ゲイン課税

「キャピタル・ゲインとは、所有資産の価値の増加益のことであり、その例としては、土地や有価証券の所有期間中の値上り益をあげることができる⁽¹⁴⁾。キャピタル・ゲインが課税の対象となるかどうかは、所得の考え方に左右されることになる。すなわち、制限的所得概念の下ではキャピタル・ゲインは所得に含まれないため課税されない一方、包括的所得概念の下では所得に含まれ課税される。

今日では、「包括的所得概念が一般的な支持を受けている⁽¹⁵⁾」ものの、シンガポールのように、原則的にキャピタル・ゲインに課税しない国も少なくない。更には、伝統的に制限的所得概念の影響が強いヨーロッパ諸国には、特定のキャピタル・ゲインにしか課税しない国（ドイツやオランダなど）や、所得税とは別のキャピタル・ゲイン税として課税する国（イギリスなど）もある。

4 キャピタル・ゲイン課税と実現主義⁽¹⁶⁾

キャピタル・ゲインは所有資産の価値の増加益であるから、理論上は各年の増加益に対してその年に課税するのが妥当である。包括的所得概念の下では、価値の増加益（未実現のキャピタル・ゲイン）も所得であるから、これ

(14) 金子宏「所得税とキャピタル・ゲイン」『課税単位及び譲渡所得の研究』89 頁（有斐閣、1996）。

(15) 金子・前掲注(12)195 頁。

(16) 金子・前掲注(12)74 頁及び金子宏「キャピタル・ゲイン課税の改革」『課税単位及び譲渡所得の研究』301 頁・302 頁（有斐閣、1996）参照。

に所得税を課税することには原理上は問題が無いし、それに課税することが憲法違反になるとも考えられない。

しかし、実際問題としては、未実現のキャピタル・ゲインに対して毎年繰り返し課税を行うことは困難である。第一に、大量の資産について毎年評価を行うことは、納税者にとっても、税務行政庁にとっても大きな負担である。第二に、納税者が納税資金をもっていない場合には、納税のために資産の一部を譲渡しなければならないということも起こり得る。

したがって、現実の制度としては、原則として、資産の譲渡によってキャピタル・ゲインが実現した機会に、それを譲渡所得等として課税の対象とするほかは無い。この場合に、課税は譲渡の時点まで繰り延べられることになる。つまり、実現主義は、立法政策上の必要性から課税の繰延べを一定程度許容しているものと表現することができよう。

日本では、キャピタル・ゲインは譲渡所得等⁽¹⁷⁾として課税され、譲渡所得は資産の譲渡による所得をいう（所法 33 条 1 項）のであるから、譲渡（実現）した時点で課税する実現主義がとられている。しかし、実現が所得概念の要素とされているかどうかは、明文上は明らかではないので、所得概念をどのように構成するかは立法政策の問題であり、所得税法が、未実現の利得を課税の対象から除外しているのは、实际的便宜の考慮、伝統的会計慣行の影響、等によるものであって、実現した利得のみが所得であるというカテゴリカルな考え方によるものではない。実際のところ、国外転出時課税制度の導入前においても、所得税法は、一定の場合に、未実現の利得を所得として課税の対象に加えている（所法 59 条「贈与等の場合の譲渡所得等の特例」など）。

(17) たな卸資産の譲渡その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡や山林の伐採又は譲渡による所得は、他の所得区分に該当する（所法 33 条 2 項）。

第 2 節 日本のキャピタル・ゲイン課税とみなし譲渡課税

前節で、日本の所得税法は、包括的所得概念に基づきキャピタル・ゲインに課税していること、実際の便宜等を考慮して実現主義をとっているものの、例外として一定の未実現のキャピタル・ゲインにも課税していることを説明した。

未実現のキャピタル・ゲインに対する課税の例として、所得税法 59 条「贈与等の場合の譲渡所得等の特例」があり、これは「みなし譲渡」と呼ばれる⁽¹⁸⁾。これは、一定の贈与等があった場合に、時価による譲渡があったものとみなす制度である。本稿では所得税法 59 条に限らず、特定の条件を満たした場合に時価による譲渡があったものとみなす制度を総称して、みなし譲渡課税制度と呼ぶ。所得税法 59 条は贈与等の場合のみなし譲渡課税制度であり、国外転出時課税制度は、国外転出の場合のみなし譲渡課税制度である。

本節では、日本のキャピタル・ゲイン課税制度とみなし譲渡課税制度について、現行の制度に至るまでの歴史を整理する。

1 包括的なキャピタル・ゲイン課税制度の成立⁽¹⁹⁾

日本の税制の歴史上、個人のキャピタル・ゲインに課税した古いものとして、戦時利得税が挙げられる。戦時利得税は、臨時軍事費の財源として、第一次大戦による特殊利益に課税するものとして 1918 年に創設され、船舶、鉱業の権利又は工業設備の売却による利得を課税対象に含めていた。この戦時利得税は、第一次大戦の講和条約が調印された 1919 年には廃止されている。

1935 年には、満州事変により一部の産業界が好影響を受けたことから、その利得を課税対象として、臨時利得税が創設された。臨時利得税は、その後課税対象が拡大され、1939 年には、戦時利得税と同じく、船舶又は鉱業権の

(18) 金子・前掲注(12)267 頁。

(19) 大蔵省主税局調査課編「昭和の税制改正」(大蔵財務協会、1952)及び吉牟田勲「キャピタル・ゲイン課税の沿革と背景」税経通信 43 号 63-72 項 (1988) 参照。

譲渡による個人の利得を課税対象に含めることとされた。更に 1942 年には、不動産の譲渡利得も課税対象に含められた。

臨時利得税は、戦争の終了に伴い 1946 年に廃止された。その代わりに、不動産、船舶又は鉱業権等の譲渡利得課税は所得税法に移され、譲渡所得として課税⁽²⁰⁾されることとなり、これ以後、キャピタル・ゲインが所得として課税対象に含まれることとなったのである。そして 1948 年には、譲渡所得は、「資産の譲渡に因る所得（山林所得及び営利を目的とする継続的行為により生じた所得を除く。）」と改められ、現在の譲渡所得と同じく、対象資産が包括的に規定されることとなった。

2 みなし譲渡課税制度の創設（シャウプ税制）

日本の戦後税制の大きな礎となるシャウプ勧告に従って行われた 1950 年税制改正で、次のようなみなし譲渡課税の規定が創設された⁽²¹⁾。

「相続、遺贈又は贈与に因り第 9 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する資産の移転があつた場合においては、相続、遺贈又は贈与の時ににおいて、その時の価額により、同項第 7 号又は第 8 号に規定する資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

（中略）

著しく低い価額の対価で第 9 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する資産の譲渡があつた場合においては、その譲渡の時ににおける価額により、当該資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。」

シャウプ勧告では、このみなし譲渡課税について次のように述べている⁽²²⁾

(20) この当時（1940 年税制改正から 1947 年税制改正まで）の所得税は、所得を不動産所得、配当利子所得、事業所得、勤労所得、山林の所得、退職所得、譲渡所得の 7 種（1946 年までは 6 種）に区分し、種類ごとに決められた比例税率により課税される分類所得税と、すべての所得を総合して、相当額以上の所得者に限り累進税率により課税する総合所得税が併用されていた。

(21) 所得税法の一部を改正する法律（昭和 25 年 3 月 31 日法律第 71 号）第 5 条の 2。

(22) シャウプ使節団「日本税制報告書巻 I」92 頁（1949）。

(下線は筆者による)。

「譲渡所得および損失に関するわれわれの勧告で重要な一つの部分は、生前中たると死亡によるを問わず、資産が無償移転された場合、その時まで²³にその財産につき生じた利得または損失は、その年の所得税申告書に計上しなくてはならないということである。このことは、所得税を何代にもわたってずるずるに後らせることを防止する上において重要である。」

このように、シャープ勧告では、資産の無償移転によりキャピタル・ゲイン課税が長期間繰り延べられることを問題視し、みなし譲渡課税の必要性を説いている。

3 シャープ税制以後のみなし譲渡課税制度

シャープ税制は、相続、遺贈又は贈与を広くみなし譲渡課税の対象とするものであったが、その後の税制改正で、みなし譲渡課税の対象範囲は少しずつ制限されていった。

まず、1952 年に、相続⁽²³⁾がみなし譲渡課税の適用範囲から除かれ、代わりに、相続人は被相続人の取得価額を引き継ぐこととされた。そして、1962 年の改正で、贈与等に関する明細書を税務署に提出すれば、個人に対する贈与⁽²⁴⁾もみなし譲渡課税されないこととされ、更に、1973 年の改正⁽²⁵⁾では、贈与等に関する明細書制度が形骸化していたことから、この明細書も不要とされ、現行の所得税法 59 条となった。

(23) 厳密には、「相続又は相続人への遺贈」がみなし譲渡課税の適用範囲から除かれた。

(24) 厳密には、「個人に対する贈与、遺贈(包括贈与及び相続人に対する遺贈を除く。)及び死因贈与(相続人に対する死因贈与を除く。)」の場合、贈与等の申告書を提出すればみなし譲渡課税が適用されないことになった。なお、これ以前に、包括遺贈(1954 年)と相続人に対する死因贈与(1958 年)もみなし譲渡課税の適用範囲から除かれている。

(25) これより前の、1965 年改正で、「限定承認に係る相続及び包括遺贈」の場合が、みなし譲渡課税の対象とされた。

これらの改正は、「相続税のほか、被相続人に対しキャピタル・ゲイン課税が行われることについての一般納税者の納得を得難かったことから」⁽²⁶⁾などを理由としている。たしかに、シャープ勧告でも、「財産のうちの譲渡利得額分に対しても贈与税や相続税が課せられるではないかなどということとは全然答えになっていない。贈与税や相続税も財産に対して課されるのであるが、それは、譲渡所得以外の部分—例えば現金—に対してなのである。」⁽²⁷⁾と述べられているように、理論上は、贈与税や相続税が課されるか否かは、みなし譲渡課税をするか否かとは関係が無いと解することができるが、相続や贈与のタイミングで納税者の負担が増えるのは事実であるので、このような改正理由には一定の理解ができる。ただし、取得価額の引継ぎにより、課税の繰延べを許容するだけであるから、これらの改正は、キャピタル・ゲインが所得であるという包括的所得概念から逸脱するものではなく、あくまで立法政策によるものである。課税を繰り延べるためには、受贈者等が取得価額を引き継ぐ必要があるため、受贈益を認識する法人が受贈者の場合や、限定承認による相続などは、現行の所得税法 59 条においても、みなし譲渡課税の対象とされている。

4 現行のみなし譲渡課税制度

国外転出時課税制度（所法 60 条の 2）は、未実現のキャピタル・ゲインに課税するみなし譲渡課税制度の一つであり、居住者が国外転出をする時にみなし譲渡を認識する。また、国外転出時課税制度と同時に創設された、贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法 60 条の 3）もみなし譲渡課税制度であり、資産が贈与等により非居住者に移転した時にみなし譲渡を認識する（以下、国外転出時課税制度と贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例をまとめて「国外転出時等課税制度」という。）。

(26) 国税庁「昭和 48 年改正税法のすべて」23 頁。

(27) シャープ使節団・前掲注(22)92 頁。

ただし、所得税法 59 条と国外転出時等課税制度では、対象の資産が異なっている点を指摘しておきたい⁽²⁸⁾。既に述べたとおり、国外転出時等課税制度では、みなし譲渡を認識する対象資産を株式等に限定しているが、所得税法 59 条では、特に対象資産の範囲を限定しておらず、山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる全ての資産が対象となっている。

第 3 節 実現主義の貫徹から生ずる問題点

1 相続・贈与による無期限の課税繰延べ

既に述べたとおり、キャピタル・ゲインは、理論上は各年で精算し課税するのが妥当であるが、立法政策により実現主義がとられ、一定の課税の繰延べが認められている。しかし、実現主義を貫徹すると、この課税の繰延べを原因とした問題が生じることがある。みなし譲渡課税はそれに対応するための措置であり、「少なくとも理論上は、手続的便宜から導入された実現主義を修正して、所得の本来の定義に率直に、いわば正しい姿の所得を算定しようという」⁽²⁹⁾制度である。

シャープ勧告は、キャピタル・ゲイン課税が長期間繰り延べられることは問題であるとして、みなし譲渡課税の必要性を説いているが、シャープ税制は、実現主義により生ずる課税の繰延べを、ある個人から別の個人に資産が移転するまでに制限したものと表現することもできる。その後、税制改正が繰り返された結果、現行の所得税法は、課税の繰延べを広範に認めており、基本的に個人から個人へ移転する限りは、理論上、無期限に課税を繰り延べることが可能となっている。

ある個人から資産が移転する場合には、必ずキャピタル・ゲインを所得と

(28) 増井教授もこの点を指摘しておられる。増井・前掲注(6)100頁。

(29) 中里実「みなし譲渡と時価主義」日税研論集 50 号『譲渡所得の課税』102 頁（税務研究センター、2002）。

して認識するのであるから、シャープ勧告の内容は、非常に理論的で、公平性の観点からは理想的なものといえる。一方、現行の所得税法は、無期限に課税を繰延べることが可能なことから、理想的とはいえない。しかしながら、理論上は無期限の可能性のあるものの、一般的にはいつかは譲渡されるのだと考えれば、現行所得税法とシャープ税制との差異は、どのくらいの期間まで課税の繰延べを認めてもよいかといった議論に留まるともいえるかもしれない。

2 課税権からの離脱による永遠の課税逃れ

シャープ勧告は、キャピタル・ゲインの無期限の課税繰延べを問題点と指摘したが、それ以外に実現主義を貫徹することによって生じる問題点は無いだろうか。シャープ税制は、資産を所有する特定の個人に着目した場合に、その個人からの移転を全てカバーしているので、一見抜け穴は無いように見える。しかしながら、それは、その特定の個人に対し、常に課税権が及ぶという前提がある場合である。課税権の範囲にも着目すると、抜け穴は他にも考えられる。

例を挙げて整理しよう。居住地国課税が原則となっている資産を所有する日本居住者 A がいるとする。A には、2 人の子 (B 及び C) がおり、B は日本居住者、C は非居住者である。この場合に、①資産が居住者 B に (相続、贈与等により) 移転する場合、②資産が非居住者 C に移転する場合、③A が出国し非居住者となる場合の 3 通りの場面を考える (図 1) ⁽³⁰⁾。

(30) この他にも、内国法人や外国法人への資産の移転の場面などが考えられるが、単純化のため個人間に限定している。

図 1 みなし譲渡課税の場面

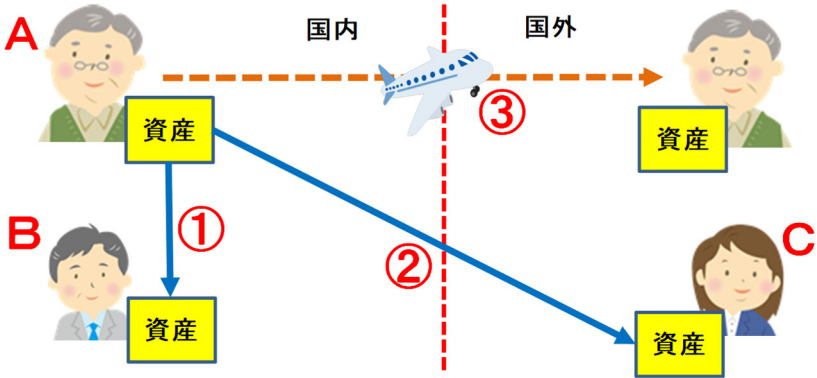


表 1 みなし譲渡課税の有無

	居住者	非居住者		
	① Bに移転	② Cに移転	③ Aの出国	
シャープ勧告	○	○	×	
カーター報告	○	○	○	
現行所得税法	株式等以外	× (繰延)	×	×
	株式等	× (繰延)	○	○

まず、シャープ税制では、A から資産が移転する①及び②の場合にはみなし譲渡課税がされるものの、資産の移転を伴わない③の場合は、みなし譲渡課税がされず、出国前に獲得したキャピタル・ゲインが永遠に課税されないことになってしまう。

次に、現行所得税法の場合（株式等以外）は、①、②及び③のいずれの場合にも、みなし譲渡課税はされない。その中で、①の場合は日本の課税権の範囲内の移転であるため課税の繰延べである一方、②及び③は永遠に課税されないこととなる。

課税の繰延べは、無期限に繰り延べられる可能性はあるものの、課税のタイミングの問題であり、いつかは課税されると考えれば、許容することも納得できる。しかしながら、課税権からの離脱はタイミングの問題ですらなく、永遠に課税が漏れることとなるのである。租税の公平性を考えれば、許容し難いものであるが、1949年のシャープ勧告は、この「国際的側面に着目していなかった」⁽³¹⁾。

この国際的側面にも着目したものとして、1966年のカナダ税制についてのカーター報告がある。カーター報告は、「我々は、カナダの居住者であった期間に蓄積したキャピタル・ゲインに対する課税を、単に外国の居住者になることで逃れられるようにすべきとは考えない。」⁽³²⁾として、カナダ居住者でなくなる際に、みなし譲渡課税（*deemed disposition*）をすることを提案している。このカーター報告を受けて、カナダは1972年に出国税を導入している。

第4節 小括

カーター報告は、Haig や Simons の包括的所得概念を引用し⁽³³⁾、国民の担税力に応じた公平な税制度を提案している。その中で実現主義について、「資産についての実現した利得のみ認識するという原則は、執行の容易さを理由に一般的に認められているだろうが、納税者がその潜在的な納税義務を、無期限に先送りしたり、永遠に逃れたりすることが可能であれば、それは税の公平原則が侵害されることになる。」⁽³⁴⁾と述べている。「無期限に先送り（*postpone indefinitely*）」することには、贈与や相続により課税を繰り延べることが考えられ、「永遠に逃れ（*escape permanently*）」ることには、出国により課税権か

(31) 増井・前掲注(6)91頁。

(32) Report of the Royal Commission on Taxation. Volume 3.(1966). p.376. (筆者訳)

(33) Report. supra note(32). Volume 3. p.23.

(34) Report. supra note(32). Volume 3. p.368. (筆者訳)

ら離脱することが考えられる。

したがって、カーター報告の考え方に沿えば、出国税の意義を、「包括的所得概念に基づきキャピタル・ゲインに課税し、そのキャピタル・ゲインを所得として認識する方法として実現主義を採用する場合、実現主義を貫徹することにより生じる税の不公平を無くすためのみなし譲渡課税制度のうち、課税権から離脱する行為により、潜在的な納税義務を永遠に逃れることを防ぐための制度」と表現することができる。

出国税の意義をこのように表現すると、出国税は、導入国のキャピタル・ゲイン課税制度と整合的である必要があると考えられる。そうでなければ、税の不公平が明白に残される結果となるからである。そこで、日本が導入した国外転出時等課税制度と、日本のキャピタル・ゲイン課税制度を比べてみると、いくつかの点で整合的でないことを指摘できる。

まず挙げられるのは、キャピタル・ゲイン課税制度が広く資産一般を対象にしているのに対し、国外転出時等課税制度の対象資産が株式等に制限されている点である。このことにより、例えば納税者が含み益のある国外不動産を所有している場合に、出国前に譲渡した場合は課税されるのに対し、出国後に譲渡した場合には課税されないということや、含み益のある株式を所有している納税者が出国した場合には課税されるのに対し、同じだけ含み益のある国外不動産を所有する納税者が出国する場合には課税されないという不公平が考えられる。

更には、①出国以外のみなし譲渡課税制度（所法 59 条など）では対象に入っている低額譲渡が、国外転出時等課税制度の対象に入っていない⁽³⁵⁾点や、②出国以外のみなし譲渡課税制度の対象となっていない未決済信用取引や未決済デリバティブ取引が、国外転出時等課税制度の対象に入っている点なども指摘できる。①については、例えば、納税者が含み益のある株式を外国法人に低額譲渡した場合は、時価でキャピタル・ゲインに課税されるのに対し、非居住者に

(35) 増井教授も岡村忠生教授に指摘をいただいた話として、このことを述べておられる。増井・前掲注(6)101頁。

低額譲渡した場合には時価では課税されない（そして、含み益のほとんどが永遠に課税されない。）という不公平が考えられる。②については、例えば、納税者が未決済デリバティブの契約を外国法人に贈与した場合には、含み益に課税されない（これも永遠に課税されない。）のに対し、非居住者に贈与した場合には課税されるという不公平が考えられる。

国外転出時等課税制度を導入する際の税制調査会の資料⁽³⁶⁾によれば、対象資産の範囲も含め、他国の制度を比較して参考としていることが伺える。しかしながら、各国におけるキャピタル・ゲイン課税制度と出国税の整合性、出国税の意義やその導入経緯などが十分に考慮されているかを伺い知ることはできない。そこで次の章では、それらの視点も踏まえ、主要各国の個人に対するキャピタル・ゲイン課税制度と出国税の概要を紹介する。

(36) 税制調査会第 5 回基礎問題小委員会（平成 26 年 10 月 21 日）説明資料「BEPS 行動計画に関連する検討課題（所得税関連）」3 頁
(https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20141020_26kiso5kai6.pdf) (2020 年 6 月 16 日最終閲覧)。

第 2 章 各国のキャピタル・ゲイン課税と出国税

第 1 節 出国による課税逃れを防ぐための制度の類型

出国税は、納税者が出国により課税権から離脱し、潜在的な納税義務を逃れることを防ぐための制度であるが、出国税以外にも同様の目的を達成する制度はある。1998 年の Betten の論文⁽³⁷⁾によれば、その制度類型として、次のようなものがある。

- ① 一般的出国税 (general exit tax)
- ② 制限的出国税 (limited exit tax)
- ③ 無制限の拡張的納税義務 (unlimited extended income tax liability)
- ④ 制限的な拡張的納税義務 (limited extended income tax liability)
- ⑤ 租税上の控除の取戻し (clawback of tax deductions)

本稿では出国税以外の制度についての検討は行わないが、出国税の位置付けを理解するために、他の制度を理解することも有意義であると思われるので、まず上記各制度の概要を紹介する。

1 一般的出国税

一般的出国税は、個人が出国する場合に、原則全ての資産について、出国直前に譲渡したものとみなして、キャピタル・ゲイン課税を行う制度である。資産一般についてキャピタル・ゲイン課税を行っている国々で採用されており、具体的には、カナダ、オーストラリア、アメリカで採用されている。

2 制限的出国税

制限的出国税は、個人が出国する場合に、特定の資産に限って、出国直前

(37) Betten. *supra* note(5). p.11.

なお、①~⑤の制度の日本語訳は、増井教授の訳を使用している。増井・前掲注(6)94頁。

に譲渡したものとみなして、キャピタル・ゲイン課税を行う制度である。主に、包括的なキャピタル・ゲイン課税を行っていない国々で採用されている。ドイツ、オランダ、フランスなどの出国税は、この制限的出国税である。

3 無制限の拡張的納税義務

無制限の拡張的納税義務は、個人が出国する場合、出国後も自国の居住者と同等の納税義務を課す制度である。例えば、多くの国が自国の外交官について、この取扱いをしている。

4 制限的な拡張的納税義務

制限的な拡張的納税義務は、個人が出国する場合、通常非居住者よりも拡張した納税義務を課す制度である。居住者と同等にまでは拡張せず、制限的である点が、無制限の拡張的納税義務と異なる。例えばオーストラリアでは、個人が出国する場合、一般的出国税と制限的な拡張的納税義務を選択することができるが、拡張的納税義務を選択した場合、納税者が所有する資産は、出国後も引き続きオーストラリア国内源泉所得を生ずる資産とみなされる (ITAA97 §104-165)。

5 租税上の控除の取戻し

租税上の控除の取戻しは、出国前に納税者が、所得控除や課税繰延などの租税上の優遇措置を受けたことに対する課税である。例えば、年金保険料が課税所得から控除される、拠出時・運用時非課税 (exempted)、受給時課税 (taxed) の EET 型年金の場合、年金を実際に受け取る前 (つまり課税される前) に出国してしまうと、優遇措置の恩恵だけ受けたものの、全く課税されないことになる。それでは問題であるから、出国時に過去に受けた優遇措置分を精算しようというのが、租税上の控除の取戻しである。

6 その他

上記分類以外に、イギリスの再入国課税 (re-entry charge) がある (詳細は後述)。再入国課税は、資産一般のキャピタル・ゲインが対象である点は、一般的の出国税と同じだが、非居住者期間中に実現したキャピタル・ゲインに後から課税するものであり、みなし譲渡課税ではない。

これらの分類に従えば、日本が導入した国外転出時課税制度は、対象資産を株式等に限定し、みなし譲渡課税を行うものであることから、制限的の出国税に分類される。前章でも述べたように、制限的の出国税である国外転出時課税制度は、資産一般を対象とする日本のキャピタル・ゲイン課税制度と整合性が十分とはいえない。

本章では、この点について、他の主要国がどのようになっているかを検討していく。次節からは、キャピタル・ゲイン課税制度との整合性といった視点も踏まえ、カナダ、オーストラリア、アメリカ、ドイツ、オランダ、フランス、イギリスの⁽³⁸⁾、個人に対するキャピタル・ゲイン課税制度と出国税 (イギリスについては再入国課税) について、導入の経緯と制度概要を紹介する。

第 2 節 カナダ

1 キャピタル・ゲイン課税と出国税の沿革⁽³⁹⁾

前章でも少し触れたが、カナダは 1966 年に発表されたカーター報告を受けた税制改革により、1972 年にキャピタル・ゲイン課税を開始し、その一部として出国税を導入している。また、出国だけでなく、贈与及び相続時のみ

(38) まず、一般的の出国税を採用している国を、その導入年が早い順 (カナダ、オーストラリア、アメリカ) に紹介し、次に、制限的の出国税を採用している三か国を、導入年の早い順 (ドイツ、オランダ、フランス) に紹介する。最後に、再入国課税を採用しているイギリスを紹介する。

(39) Betten. *supra* note(5). p.199. 及び Herbert G. Grubel. (2000). “Unlocking Canadian Capital: The Case for Capital Gains Tax Reform”. The Fraser Institute. p.5-9. 参照。

なし譲渡課税も、この時に制度化している。カーター報告は、当時のカナダ税制を広範に見直し、アメリカの Haig や Simons の包括的所得概念に基づき、公平な課税制度を目指したものである。この税制改革の背景には、当時のカナダが、スウェーデンなどに代表される西欧の福祉国家をモデルとしていたことから、増加する社会保障費などを賄うための財源を必要としていたことなどが挙げられる。

なお、相続時のみなし譲渡課税を採用した一方、それまであった相続税は廃止されている。この点は、日本が相続税と贈与税を維持し、シャープ税制で導入された相続・贈与時のみなし譲渡課税を、大幅に制限する選択を行ったことと対照的である。

2 キャピタル・ゲイン課税制度の概要⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾

カナダの所得税法上、所得は区分されておらず、いわゆる総合所得税が採用されている。制度上の所得分類は無いものの、概念的には主に四つの所得源泉 (conceptual source) があるとされており、キャピタル・ゲインはそのうちの一つである⁽⁴²⁾ (ITA §3(a))。

キャピタル・ゲイン課税の対象となる資産には、居住用家屋などの一部の資産を除き、基本的にあらゆる資産が含まれ、所得として認識されたキャピタル・ゲインの 2 分の 1⁽⁴³⁾が課税所得に含められる (ITA §38(a))。課税所得に含められたキャピタル・ゲインは、他の所得と同じく累進課税で課税され

(40) Blair Dwyer. (2019). Canada - Individual Taxation - Country Tax Guides. IBFD. 参照。

(41) Blair Dwyer. (2019). Canada - Corporate Taxation - Country Tax Guides. IBFD. 参照。

(42) 他三つは、事業 (business)、資産 (property)、雇用 (employment) である。

(43) 1972 年の制度導入時も、現行制度と同じく、キャピタル・ゲインを課税所得に含める割合 (inclusion rate) は 2 分の 1 であったが、この割合はこれまで数回にわたって変更されており、1990 年には 4 分の 3 にまで引き上げられている。その後、引き下げに転じ、2000 年 10 月からは現行と同じく 2 分の 1 となっている。Francois Vaillancourt and Anna Kerkhoff. "Capital gains taxation in Canada, 1972-2017: evolution in a federal setting" eJournal of Tax Research (2019) vol. 16, no. 2, pp.341.

る。

arm's length 取引でない場合は、市場価格で譲渡したとみなす、みなし譲渡課税が採用されている。したがって、低額譲渡及び贈与はみなし譲渡課税の対象である (ITA §69 (1))。また、相続の場合 (ITA §70 (5)) 及び出国の場合 (ITA §128.1 (4)) もみなし譲渡課税の対象である。

3 出国税制度の概要

これまでに述べたとおり、カナダの出国税は、キャピタル・ゲイン課税導入時に、その一部として設けられたみなし譲渡課税制度の一つである。したがって、制度内容はキャピタル・ゲイン課税と密接に結びついており、制度対象となる資産も基本的にはキャピタル・ゲイン課税の対象となる資産全てである。ただし、カナダに所在する不動産や天然資源など一部の資産は対象から除かれている (詳細は第 3 章第 2 節 1 参照)。

4 小括

カナダの出国税は、キャピタル・ゲイン課税を補完する、みなし譲渡課税の一部として制度化されたものである。出国税の対象から一部除外されている資産もあるが、これらの資産から生じるキャピタル・ゲインは、カナダ国内源泉所得となるものばかりであり、納税者が出国した後もカナダに課税権が残るため、課税逃れとはならない (ただし、カナダ国内源泉所得の基因となる資産が全て除外されているわけではない。この理由は、第 3 章第 2 節で述べる。)

出国税も含めたカナダのキャピタル・ゲイン課税制度は、相続・贈与による無期限の課税繰延べも、出国による永遠の課税逃れもできない制度となっている点において、シャープ勧告やカーター報告で理想とされた、包括的所得概念を採用した公平な所得税制を、高いレベルで実現している制度といえるであろう。

第 3 節 オーストラリア

1 キャピタル・ゲイン課税と出国税の沿革⁽⁴⁴⁾

オーストラリアにおいて、連邦レベルで最初に所得税が導入されたのは 1915 年である。オーストラリアは英連邦に属しているものの、イギリス式の分類所得税ではなく、アメリカ式の総合所得税が採用されている。所得税導入当初は、キャピタル・ゲインは所得に含まれていなかったが、政府支出の増加に見合う税収を確保することを目的として、課税ベースは徐々に拡大されていき、1970 年代初めには、保有後一年以内に譲渡した資産のキャピタル・ゲインが課税対象となった。

1980 年代になると、課税の公平性や効率性のために、税制を見直すべきといった機運が高まり、1985 年には包括的所得概念に基づいた税制改革が行われ、その中で資産一般を課税対象とするキャピタル・ゲイン課税制度が導入された。

この税制改革のベースとなったのは、1975 年のアスプレイ報告⁽⁴⁵⁾であるが、アスプレイ報告は、同じ英連邦のイギリスとカナダの制度の影響を強く受けている⁽⁴⁶⁾。この両国は、アスプレイ報告より前に、資産一般を対象とするキャピタル・ゲイン課税制度を導入している。

1985 年のキャピタル・ゲイン課税導入時には、その一部として贈与及び出国時のみなし譲渡課税制度が導入された一方、相続時のみなし譲渡課税制度は導入されていない。相続時のみなし譲渡課税制度は、アスプレイ報告で導入が提言されてはいた⁽⁴⁷⁾ものの、最終的に政府は導入しない判断を下している。この点、アスプレイ報告でも、「地方部の不動産や非公開株式などの流動

(44) Sam Reinhardt and Lee Steel. (2006). “A brief history of Australia’s tax system” the 22nd APEC Finance Ministers’ Technical Working Group Meeting in Khanh Hoa, Vietnam 参照。

(45) Taxation Review Committee. Full Report January 31 1975.

(46) Report. *supra* note(45). para.23.20.

(47) Report. *supra* note(45). para.23.52.

性の低い資産の場合に、実務上の困難が生じる可能性がある。」⁽⁴⁸⁾と述べており、納税資金の問題などのデメリットがあることにも言及していた。

2 キャピタル・ゲイン課税制度の概要⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁰⁾

既に述べたとおり、オーストラリアの所得税法には総合所得税が採用されており、全ての所得が合算され累進課税の対象となる。所得税法上、所得の明確な定義は置かれていないが、一般的に当然に所得に含まれる通常所得 (ordinary income、ITAA97 §6-5) と、所得税法上の規定により所得に含める法定所得 (statutory income、ITAA97 §6-10) に区別されており、キャピタル・ゲインは法定所得の一つである。

キャピタル・ゲイン課税の対象となる資産には、居住用家屋や車両などの一部の資産を除き (ITAA97 Div.118)、基本的にあらゆる資産が含まれる。所得として認識されたキャピタル・ゲインは、一年以上保有していた場合はその 2 分の 1⁽⁵¹⁾が、そうでない場合はその全額が、課税所得に含められる (ITAA97 §115-10~§115-25)。課税所得に含められたキャピタル・ゲインは、他の所得と同じく累進課税で課税される。

キャピタル・ゲインを所得として認識する場面は、CGT (Capital Gains Tax) イベントと呼ばれ、所得税法上定められており、例えば通常の譲渡 (disposal) は CGT イベント A1 である (ITAA97 §104-10)。譲渡対価を受領しない場合や arm's length 取引でない場合は、市場価格で譲渡したとみなす、市場価格置き換えルール (market value substitution rule) があり

(48) Report. supra note(45). para.23.53. (筆者訳)

(49) Tom Toryanik and Mei-June Soo. (2019). Australia - Individual Taxation - Country Tax Guides. IBFD 参照。

(50) Tom Toryanik and Mei-June Soo. (2019). Australia - Corporate Taxation - Country Tax Guides. IBFD 参照。

(51) 1985年のキャピタル・ゲイン課税制度導入から1999年の間は、消費者物価指数に連動させたインデックス方式が採用されていたが、1999年にインデックス方式が廃止され、キャピタル・ゲインの一部を課税所得に含めるディスカウント方式が採用されている。

(ITAA97 §116-30)、これが贈与や低額譲渡の場合のみなし譲渡課税制度に当たる。

なお、基本的に相続の場合はみなし譲渡課税はされず、課税の繰延べが認められており、相続人が被相続人の取得価額を引き継ぐ(ITAA97 §128-15)。ただし、相続人が非居住者の場合にも同様の取扱いをしてしまうと、課税の繰延ではなく、課税が永遠に漏れてしまうことになるため、非居住者への相続は CGT イベント K3 としてみなし譲渡課税の対象とされている(ITAA97 §104-215)。

3 出国税制度の概要

出国の場合は、CGT イベント I1 として規定されている(ITAA97 §104-160)。カナダ同様、出国税はキャピタル・ゲイン課税の一部であるので、制度対象資産は、基本的にはキャピタル・ゲイン課税の対象となる資産全てである。ただし、オーストラリアに所在する不動産など国内源泉所得の基因となる資産(taxable Australian property。以下、「オーストラリア課税資産」という。)は、基本的に出国税の対象から除かれている。また、前述したとおり、出国税の代わりに制限的な拡張的納税義務を選択することもできる。この場合、出国時に納税者が所有する対象資産は、出国後も引き続きオーストラリア課税資産とみなされ、キャピタル・ゲインの実現時にオーストラリアで課税されることとなる。

4 小括

オーストラリアの出国税も、カナダ同様、キャピタル・ゲイン課税を補完するみなし譲渡課税制度の一部といえることができる。出国税を含めたキャピタル・ゲイン課税制度は、カナダとの共通点が多く、包括的所得概念を採用し公平な所得税制を目指した制度といえるであろう。カナダの制度との大きな違いは、相続時のみなし譲渡課税を採用していない点である。これは、公平な課税制度の貫徹よりも、それに伴い生じる実務上の困難を避けた政策的

選択であるが、居住者へ相続の場合は課税の繰延べを認める一方、非居住者への相続の場合はみなし譲渡課税の対象とし、課税漏れを防ぐ制度設計ができています。

第 4 節 アメリカ

1 キャピタル・ゲイン課税と出国税の沿革⁽⁵²⁾

アメリカで連邦所得税が恒久的の制度となったのは 1913 年であるが、その際キャピタル・ゲインも所得に含められ、通常の所得と同様に課税されるようになった⁽⁵³⁾。

しかし、この時みなし譲渡課税制度は導入されておらず、現在でも相続・贈与時のみなし譲渡課税制度は無い。この点については、シャープ勧告でも「現在の米国の法律においては、納税者の死亡時に資産は増加していてもその所得が換価されていないときは、全然課税されないのである。」⁽⁵⁴⁾と指摘されている。

出国⁽⁵⁵⁾時のみなし譲渡課税制度（IRC §877A）も、導入されたのは比較的最近（2008 年）のことである。ただし、アメリカは 1966 年から 2008 年ま

(52) Michael S. Kirsch. (2004). "Alternative Sanctions and the Federal Tax Law: Symbols, Shaming, and Social Norm Management as a Substitute for Effective Tax Policy". IOWA LAW REVIEW. P.877-884、及び William L. Dentino and Christine Manolakas. (2012). "The Exit Tax: A Move in the Right Direction". William & Mary Business Law Review. Vol.3. Issue2. Article3. p.348-399 参照。

また、日本語の文献としては、高橋祐介「国外移住・国籍離脱と所得・相続・贈与税～アメリカの事例を参考にして」租税研究 785 号 352-360 頁（2015）及び、古山春花「米国における出国税規定の歴史の変遷と我が国の国外転出時課税制度」税務事例第 52 巻第 3 号 47-59 頁（2018）が参考となる。

(53) 大塚正民「みなし譲渡制度に関するシャープ勧告とアメリカ税制との関連（1）」税法学 306 号 25 頁（1976）参照。現在も当時と同じく、キャピタル・ゲインは通常の所得に合算され課税されるが、過去には分離課税される時期もあった。

(54) シャープ使節団「日本税制報告書巻Ⅲ」B14 頁（1949）。

(55) アメリカは、他国と異なり市民権課税方式を採用しているため、出国ではなく市民権離脱税（expatriation tax）がより正確と思われるが、課税権からの離脱である点は同じなので、本稿では他国と同様に出国という用語を使用する。

で、拡張的納税義務の制度（IRC §877）があったため、制度上は出国による課税逃れに対応できる形となっていた点は、日本と状況が異なる。

拡張的納税義務の制度は、1966年に制定された外国投資家税法（Foreign Investors Tax Act）の一部として導入された。同法は、外国人のアメリカでの課税を軽減し、外国人によるアメリカ国内投資を促進することを目的して制定されたものである。それまで、外国人のアメリカ国内源泉所得はアメリカ市民と同様に総合課税の対象とされていたが、同法制定後は、この総合課税の範囲が限定されることとなった。これにより、アメリカ市民と外国人との税負担に差が生じることとなり、アメリカ市民が租税目的で市民権を離脱することが予想されたため、拡張的納税義務の制度が制定されたのである。

しかし、この拡張的納税義務の制度は、市民権離脱後も納税者を管理する必要があるといった執行上の困難性や、タックスプランニング⁽⁵⁶⁾により簡単に租税回避ができるといった問題があった。そして 1990年代半ばには、そういったタックスプランニングを利用した富裕層の租税回避がメディアでも取り上げられたため、法改正の機運が高まり、幾度かの法改正を経た後、2008年に拡張的納税義務の代わりに出国税が導入されることとなった。

2 キャピタル・ゲイン課税制度の概要⁽⁵⁷⁾⁽⁵⁸⁾

アメリカ税法上、所得は広範に捉えられており、キャピタル・ゲインも所得の一つに含まれている（IRC §61(a)(3)）。実現したキャピタル・ゲインで、資産の保有期間が一年以下の短期間の場合は、他の所得と合算され通常の所

(56) 例えば、アメリカ法人の株式を所有する個人が、市民権放棄後（10年以内）に所有株式を譲渡すると拡張的納税義務により譲渡益に課税される。しかし、外国に法人を設立し、その外国法人にアメリカ法人の株式を寄付した後、その外国法人の株式を譲渡すれば譲渡益には課税されない（外国法人株式の譲渡益は、拡張的納税義務の対象外であったため）というタックスプランニングがよく知られていた。Michael S. Kirsch, *supra* note(52), p.883.

(57) John G. Rienstra. (2019). *United States - Individual Taxation - Country Tax Guides*. IBFD 参照。

(58) John G. Rienstra. (2019). *United States - Corporate Taxation - Country Tax Guides*. IBFD 参照。

得税率で課税されるが、資産の保有期間が一年超の長期間の場合は、軽減税率の適用がある。キャピタル・ゲイン課税の対象となる資産には、ごく一部の資産を除き、あらゆる資産が含まれる。

既に述べたとおり、相続や贈与の場合のみなし譲渡課税制度は無いが、相続の場合、相続人は資産を時価で取得したこととする制度となっており、被相続人の取得価額を引き継がない (IRC §1014)。つまり、相続時点のキャピタル・ゲインについては、課税の繰延べを認めるということに留まらず、永遠に課税されないことを認めてしまう制度になっている。

3 出国税制度の概要

アメリカの出国税の対象は、アメリカ市民が市民権を放棄した場合又は長期居住者⁽⁵⁹⁾が永住権を放棄した場合（以下、「市民権等放棄」という。IRC §877A(g)(2) で、市民権等放棄者が以下の①から③のいずれかの要件を満たす場合 (covered expatriate) に限定されている (IRC §877(a)(2))。

- ①市民権等放棄前の 5 年間の所得税の平均年額が一定水準 (2020 年の場合 17.1 万ドル⁽⁶⁰⁾) を超えている。
- ②市民権等放棄時の純資産額が 200 万ドル以上である。
- ③市民権等放棄前の 5 年間について、所得税の申告内容に誤りが無い旨の宣誓証明をしていない。

出国税の対象資産は、ごく一部の例外を除きキャピタル・ゲイン課税の対象資産と同じであり、カナダやオーストラリアと異なり、アメリカ所在の不動産も対象である。ただし、キャピタル・ゲインから一定額 (2020 年の場合 73.7 万ドル⁽⁶¹⁾) の控除が認められている (IRC §877A(a)(3)(A))。

(59) 長期居住者 (long-term resident) とは、永住権保有者でその放棄前 15 年のうち 8 年以上の間、永住権を保有 (租税条約により他国の居住者として取り扱われる年を除く) していた者のことをいう (IRC877A(e)(2))。

(60) Revenue Procedure 2019-44. 37.

(61) Revenue Procedure 2019-44. 38.

4 小括

アメリカの出国税の対象資産は、基本的にキャピタル・ゲイン課税の対象となる全ての資産である。したがって、アメリカの出国税もカナダやオーストラリアと同じく、キャピタル・ゲイン課税を補完するみなし譲渡課税制度と位置付けることができる。しかし、カナダやオーストラリアと違い、対象者や対象資産に一定の金額要件を設けているため、富裕層の課税逃れ防止といった性格がより強いものといえるであろう。対象者の要件は、拡張的納税義務を採用していた旧法（IRC877）の要件を引き継いでいる。出国税が旧法の代わりに導入された経緯から考えれば、結果的に対象者の拡大とまでは至らなかったということであろう。

アメリカは、相続・贈与時のみなし譲渡課税制度が無いため、非居住者に対し相続・贈与した場合は、キャピタル・ゲインへの課税が漏れてしまうことになってしまうが、オーストラリアのようにこれを防ぐ制度は無い。ただし、相続に関していえば、前述のとおり、相続人は資産を時価で取得したこととされ、非居住者への相続に限らずキャピタル・ゲインへの課税はされないことになっているので、キャピタル・ゲイン課税と出国税の整合性といった面での不備ではない。

アメリカは、キャピタル・ゲイン課税の歴史が長いこともあり、キャピタル・ゲイン課税を比較的新しく導入したカナダやオーストラリアの制度と比べると、制度的な不備が多い印象を受ける。これは、カナダやオーストラリアが、抜本的な税制改革により入念な制度設計の上でキャピタル・ゲイン課税制度を導入し、あくまでその一部として出国税を採用したのに対し、アメリカは、キャピタル・ゲイン課税制度の導入後かなりの期間を経て、出国税を別途導入したのであるから、政治的な要素が反映されやすく、理論的に整合的な制度を徹底できなかつたとみることができるかもしれない。

第 5 節 ドイツ

1 キャピタル・ゲイン課税制度の概要⁽⁶²⁾

ドイツは、制限的所得概念に基づく分類所得税⁽⁶³⁾を採用し、所得を 7 種類に分類している。キャピタル・ゲインは基本的にこれらの所得区分に含まれないため課税されないが、特定の場合はいずれかの所得区分に該当するとして課税所得に含まれる。例えば、事業用資産の譲渡（事業所得）、取得後一定期間内の短期譲渡（その他所得）、法人の株式の 1% 以上を直近 5 年以内に所有していた株主（以下、一定以上の持分を所有する株主を「大株主」という。）がその株式を譲渡した場合（事業所得）（EStG §17）などである。また、2008 年から 2009 年の抜本的な税制改革により、有価証券のキャピタル・ゲインが資本投資所得に含まれ、25%の固定税率で分離課税されることとなった。⁽⁶⁴⁾

2 出国税制度の沿革と概要

ドイツ（西ドイツ）における個人の移住に対する課税の歴史はかなり古く、1800 年代から出国税に類似する制度がいくつか見受けられる。そして、1931 年には *Reichsfluchtsteuer* と呼ばれる出国税のような制度が導入されている。ただし、これはキャピタル・ゲインではなく、資産の価額に課税するものであった。*Reichsfluchtsteuer* は、当初 1 年間の臨時的な措置として導入され

(62) Andreas Perdelwitz and Larisa Gerzova. (2019). *Germany - Individual Taxation - Country Tax Guides*. IBFD 参照。

(63) 現在のドイツ所得税法上、①農林業所得、②事業所得、③自由業所得、④雇用所得、⑤資本投資所得、⑥賃貸所得、⑦その他の所得に区分されている（EStG §2(1)）。なお、⑦その他所得は、EStG §22 において限定的に規定されており、日本の雑所得のようなバスケットカテゴリではない。

(64) Christopher Wright. (2008). “The German Business Tax Reform 2008 – Background, Context, and Practical Implications”. *Business Law International* September 2008. International Bar Association. p.12-13. 及び岩崎正明「2008-2009 年度ドイツ企業税法・個人投資所得一元化税制度のねらい」租税研究 710 号 155-167 項（2008）参照。

たものであったが、結果的に 1953 年に廃止されるまで継続された⁽⁶⁵⁾。

現在のドイツの出国税は、1972 年に導入されたもので、特定の資産を対象とする制限的出国税である。この当時ドイツ（西ドイツ）では、隣接するスイス、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク等のタックス・ヘイブンを利用した租税回避が問題となっていた。この問題に対応するために制定された国際取引租税法（AStG）には、出国税（AStG §6）だけでなく、移転価格税制（AStG §1）、拡張的納税義務（AStG §2~5）及び CFC 税制（AStG §7~14）といった制度も含まれている⁽⁶⁶⁾。

出国税の対象とされるのは、EStG §17 に定める大株主が、出国前 10 年以上ドイツの無制限納税義務者であった場合で、その所得は事業所得に分類される。

3 小括

ドイツは、原則的にキャピタル・ゲイン課税をしない国であるので、これまでの三か国と異なり、キャピタル・ゲイン課税を補完するために一般的出国税を採用する理由が無い。ドイツの出国税は、国際的な租税回避防止を目的とした AStG の一部であり、対象となる資産は国内法上課税対象となっている大株主の株式、つまり出国前に国内で実現した場合には、事業所得に分類されて課税対象となる資産のキャピタル・ゲインについてのみである。すなわち、ドイツの出国税は、所得区分の一つである事業所得を補完するものと位置付けることができる。対象資産が有価証券である点は、一見すると日本の国外転出時課税制度と類似しているように思えるかもしれないが、ドイツの出国税は、大株主以外の有価証券のキャピタル・ゲインが含まれる資本投資所得を補完する制度ではないので、制度の位置付けは大きく異なってい

(65) Betten. *supra* note(5) p.248-249. 参照。ここでの Betten の記述は、主に、1934 年の論文、Arthur Seweloh.(1934). “Die Reichsfluchtsteuer”. *Steuer und Wirtschaft*, Vol.1. に基づくものである。

(66) 村井正『租税法と取引法』315-320 頁（清文社、2003）参照。

るといえるであろう。

第 6 節 オランダ

1 キャピタル・ゲイン課税制度の概要⁽⁶⁷⁾

オランダもドイツと同じく、制限的所得概念に基づき分類所得税を採用している。所得はその性格によって、勤労所得及び主たる住宅所有による所得⁽⁶⁸⁾（ボックスⅠ）、会社の実質的持分による所得（ボックスⅡ）、貯蓄と投資による所得（ボックスⅢ）の 3 種類に分類されており（IB Article 2.4.）、それぞれ別々に計算され、異なる税率⁽⁶⁹⁾が適用される。キャピタル・ゲインは基本的にはどのボックスにも含まれず課税されないが、事業用資産の譲渡（ボックスⅠ）や法人の持分の 5%以上を所有する大株主が株式を譲渡した場合（ボックスⅡ）などは課税対象となる。

2 出国税制度の沿革と概要

オランダの出国税は、1997 年に導入された。これは当時、ボックスⅡ所得としてのキャピタル・ゲイン課税を逃れるために、事業家が株式等を譲渡する前に隣国のベルギーに出国するというスキームがよく使われていて、これを防ぐ手段として導入された⁽⁷⁰⁾。

対象となるのは、ボックスⅡ所得の対象となる納税者、つまり大株主の場合であり、出国直前に株式を譲渡したものとみなしてキャピタル・ゲインが所得として認識され（IB article 4.16(1)(h)）、ボックスⅡ所得に加算して課税

(67) Marnix Veldhuijzen and Mery Alvarado. (2019). Netherlands - Individual Taxation - Country Tax Guides. IBFD 参照。

(68) 主たる住宅所有による所得とは、賃貸ではなく住宅を所有することにより、支払わずに済む家賃を所得として加算する、いわゆる帰属所得である。

(69) ボックスⅠは累進税率であり、ボックスⅡ（25%）とボックスⅢ（30%）は固定税率である。

(70) Rijkele Betten. (2002). Brunch Report. Netherland. 56th Congress of International Fiscal Association(IFA) Cahier. p.412

される。

3 小括

オランダも原則的にキャピタル・ゲイン課税をしない国であり、出国税は特定の所得（ボックスⅡ）を補完するものである。したがって、ドイツの出国税と同じ位置付けであると整理できる。

第 7 節 フランス

1 キャピタル・ゲイン課税制度の概要

フランスは他のヨーロッパ諸国と同じく、制限的所得概念の下、長くキャピタル・ゲインには課税してこなかったが、1976 年と 1978 年に成立した法律により、資産一般を対象にしたキャピタル・ゲイン課税制度が導入されることとなった⁽⁷¹⁾。キャピタル・ゲインは複数ある所得区分の一つに位置付けられているが、現行制度上、ほとんどのキャピタル・ゲインが累進税率ではなく固定税率⁽⁷²⁾で課税されている⁽⁷³⁾。

2 出国税制度の沿革と概要⁽⁷⁴⁾

フランスは、オランダが出国税を導入した 2 年後の 1999 年に制限的出国税を導入した。導入はしたものの、欧州司法裁判所（European Court of Justice、以下、「ECJ」という。）により欧州機能条約（Treaty on the Functioning of the European Union。以下、「TFEU」という。）の設立の自

(71) 中里実「フランスにおける所得税の総合化—分類所得税から単一の所得税へ」税経通信 71 号 9 頁（2016）。

(72) 例えば、不動産の場合 19%（保有期間に応じた軽減措置があり、22 年を超える場合は非課税となる）、有価証券の場合 12.8%（累進課税を選択することも可能）である。

(73) Emmanuel Joannard-Lardant. (2019). France - Individual Taxation - Country Tax Guides. IBFD 参照。

(74) Emmanuel Joannard-Lardant. supra note(73).参照。

由⁽⁷⁵⁾に反すると判断（de Lasteyrie 判決⁽⁷⁶⁾）されたため、TFEU に適合する制度に修正し、2011 年に再導入することとなった。ECJ は 1999 年法について、原則として即時納付が求められており、納税猶予をする場合には、一定の期間内に納税管理人を指定し担保を提供しなければならないといった厳しい要件があること⁽⁷⁷⁾などが、設立の自由の障害となっていると判断した。

2011 年に再導入された出国税の対象者は、出国の直前 10 年のうち 6 年以上フランス居住者であった者のうち、① 1 社について 1%（2014 年からは 50%）以上の持分を保有する大株主、又は②130 万ユーロ（2014 年からは 80 万ユーロ）を超える金融資産を保有する者であり（CGI article 167 bis I.-1.）、対象資産もそれらの資産に限定されている。また、出国後 8 年（2014 年からは 15 年）以内にキャピタル・ゲインが実現しなかった場合又は再度フランス居住者となった場合には、出国税は納税免除とされていた（CGI article 167 bis VII.-2.）。

しかし、2017 年に就任したマクロン大統領は、「(出国税を) 廃止したい。出国税はフランスの起業家にネガティブなメッセージを送っている。」⁽⁷⁸⁾と発言している。そして 2019 年には、出国税廃止とまではならなかったものの、納税免除となるまでの期間が 15 年から 2 年⁽⁷⁹⁾に短縮され、また、出国先がフランスと税務行政執行共助条約⁽⁸⁰⁾を結んでおり税務に関する非協力

(75) 現在の TFEU 第 49 条（2004 年当時は、Treaty Establishing the European Community 第 43 条）。

(76) Case C-9/02. (2004) ECR I-2409.

(77) 2011 年に再導入した制度では、EU または欧州経済領域（EEA）域内（リヒテンシュタインを除く）への出国の場合には、自動的に納税猶予が認められ、担保も必要無い。

(78) Randall Lane. (2018.05.01). “Exclusive: French President Macron Says He Will End France’s Notorious ‘Exit Tax’”. Forbes. (<https://www.forbes.com/sites/randalllane/2018/05/01/exclusive-french-president-macron-says-he-will-end-frances-notorious-exit-tax/#5e4c42521d2b>)（2020 年 6 月 16 日最終閲覧）（筆者訳）

(79) 対象資産が 2.57 百万ユーロを超える場合は、5 年以内。

(80) 日本も参加しているマルチの税務行政執行共助条約は、2020 年 6 月 3 日現在で 137 の国・地域が参加している。OECD. “Jurisdictions Participating in the Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters”

国⁽⁸¹⁾でない場合は、自動的に納税が延期される（CGI article 167 bis IV.）と
いった改正が行われた。この改正によりフランスの出国税は、実質的に対象
者がかなり絞られる制度となった。

3 小括

フランスは、地理的に同じベルギーに隣接しているドイツとオランダの出
国税制度の影響を大きく受けている。しかしながら、フランスは、資産一般
にキャピタル・ゲイン課税をする制度がある点で、これらの国とは異なり、
既存の制度を補完するといった性格が薄く、出国税の位置付けが曖昧になっ
ているといえる。この曖昧さは、導入後すぐに資産要件が改正されたり、2019
年の改正で廃止に近い状態にまで要件が緩和されたりするなど、制度が安定
しない要因の一つとなったのではないだろうか。

第 8 節 イギリス

1 キャピタル・ゲイン課税の沿革⁽⁸²⁾

イギリスで、最初にキャピタル・ゲインに課税がされたのは 1962 年であ
り、投機的な短期譲渡益を所得として課税するものであった。1965 年には
キャピタル・ゲイン税が導入され、長期譲渡益にも 30%の固定税率で課税さ
れることとなった。そして、1971 年には、短期の譲渡益も所得税ではなく
キャピタル・ゲイン税の対象とされ、キャピタル・ゲイン課税制度は包括的

(https://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/Status_of_convention.pdf)
(2020 年 6 月 16 日最終閲覧)。

(81) EU がリストを公表している。2020 年 2 月 27 日の公表では、12 の国と地域がリス
トに入っている。”Taxation: EU list of non-cooperative jurisdictions”
([https://www.consilium.europa.eu/en/policies/eu-list-of-non-cooperative-jurisdicti
ons/](https://www.consilium.europa.eu/en/policies/eu-list-of-non-cooperative-jurisdictions/)) (2020 年 6 月 16 日最終閲覧)。

(82) Antony Seely. (2010).”Capital gains tax : background history” House of
Commons Library. SN860. p.6.及び高野幸大「イギリスにおけるキャピタル・ゲイン
税の概要」早稲田法学 81 巻 3 号 257,258 頁 (2006) 参照。

なキャピタル・ゲイン税に一本化されることとなった。その後、1979 年にキャピタル・ゲイン税法 (Capital Gains Tax Act 1979) が、1992 年にはキャピタル・ゲイン課税法 (Taxation on Chargeable Gains Act 1992) が制定され、キャピタル・ゲインに対する種々の規定が統合されることとなった。このように、イギリスではキャピタル・ゲイン課税が所得税法とは別の法律で規定されている。

イギリスに出国税は無いが、1998 年に導入した再入国課税がある。再入国課税は、1998 年歳入法 (Finance Act 1998) により、キャピタル・ゲイン課税法に条文を追加する形で導入されたものである。オランダ、フランスとほぼ同時期に導入しており、この二か国と同じ問題意識で導入されたものであろう。

2 キャピタル・ゲイン課税制度の概要⁽⁸³⁾

前述のとおり、イギリスにおいて、キャピタル・ゲインは所得とは区分されており、所得税とは別のキャピタル・ゲイン税が課される。キャピタル・ゲイン税の対象となる資産には、6,000 ポンド以下の動産、居住用家屋や車両などの一部の資産を除き、あらゆる資産が含まれる。

贈与は譲渡 (disposal) の一つとされており、arm's length 取引でない場合は市場価格で譲渡したとみなす規定があり (TCGA92 §17)、贈与と低額譲渡の場合はみなし譲渡課税の対象となっている。一方、相続の場合は、みなし譲渡課税はされず、更に相続人は時価で資産を取得したとみなされる (TCGA 92 §62) ため、アメリカの場合と同様、相続時のキャピタル・ゲインへは永遠に課税がされないことを認める制度となっている。この相続時のキャピタル・ゲイン税免除は、相続税が課されることを理由にした優遇的措置とされているが、資産の処分を相続時まで引き延ばすことにインセンティ

(83) Belema Obuoforibo. (2019). United Kingdom - Individual Taxation - Country Tax Guides. IBFD 及び HM Revenue & Customs. "Capital Gains Manual" 参照。

ブを与え、ロックイン効果をもたらすものであるという批判もある⁽⁸⁴⁾。

キャピタル・ゲイン税の税率⁽⁸⁵⁾は 10%と 20%の 2 段階になっていて、納税者の所得税率と連動し、高所得者がより高い税率で課税されるようになっている。

3 再入国課税の概要

再入国課税は、キャピタル・ゲイン課税法に規定されている (TCGA92 §1M)。対象となるのは、一定のイギリス居住者⁽⁸⁶⁾であった者が出国してから 5 年以内に帰国した場合 (一時的非居住者) で、非居住者期間に実現したキャピタル・ゲインを帰国時に実現したものとみなして課税する制度である。一時的に非居住者になりキャピタル・ゲイン課税を逃れようとする納税者に絞って、防止策を講じたものといえる。再入国課税は、実現したキャピタル・ゲインにのみ課税するので、出国税とは異なり、未実現のキャピタル・ゲインに課税するものではない。対象資産は、キャピタル・ゲイン税と同じであり、基本的にはあらゆる資産が対象となる。

4 小括

イギリスの再入国課税は、キャピタル・ゲイン課税法に規定されており、対象資産もキャピタル・ゲイン税と同じである。したがって、再入国課税は、キャピタル・ゲイン税の一部として制度全体を補完するものと位置付けることができる。

ユニークな再入国課税を採用した背景には、TFEU 適合性への配慮が考えられる。イギリスは、資産一般を対象とするキャピタル・ゲイン税を採用し

(84) Emma Chamberlain, “Capital Taxes – Time for a Fresh Look?”. *British Tax Review*, Issue 5, (2015). Sweet & Maxwell, p.685 参照。

(85) 1988 年から 2008 年までは固定税率ではなく、所得税と同じ税率で課税されていた。2008 年からは再度固定税率が採用されている。

(86) 出国直前 7 年中 4 年以上イギリス居住者であった者 (Finance Act 2013, Schedule 45 110(1)(c))。

ており、それを補完する制度を導入することになれば、当時ドイツやオランダで既に導入されていた制限的の出国税よりも対象範囲が広がる一般的の出国税になってしまう。したがって、TFEU への配慮を制限的の出国税採用国よりも強く意識する必要があったために、工夫を凝らしたのではないかと推察される。ECJ の Jean Mischo 法務官は、De Lasteyrie 事件の意見書で、フランスの出国税の対象が広範であり、租税回避目的以外の場合も対象としていることを問題視し、「当局は、他の加盟国に比較的短期間滞在し株式を売却した後フランスに帰国した納税者に対し、その実現したキャピタル・ゲインに課税すれば十分であろう。」⁽⁸⁷⁾と述べているが、イギリスが再入国課税を導入する際にも、立法担当者はこれと同じような考え方をしたのであろう。

第 9 節 小括

本節で紹介した主要国のうち、ヨーロッパ以外のアメリカ、カナダ、オーストラリアで採用されている出国税は、全て資産一般を対象としている。「出国税」と呼ぶと何か新しい独立した税制度のように聞こえるが、その歴史的経緯からも分かるとおり、実現主義を貫徹することにより生じるキャピタル・ゲイン課税制度の不備を補うための、みなし譲渡課税の一形態であり、あくまで資産一般を対象にしたキャピタル・ゲイン課税制度の一部として考えるべきものである。カナダやオーストラリアが、キャピタル・ゲイン課税を導入した際、同時にその一部として出国税を制度化していることから分かるように、理論的に明らかな課税逃れの場を塞ぐ役割があるといえよう。アメリカは、キャピタル・ゲイン課税の歴史が古いものの出国税の導入は比較的新しい(2008 年)が、これは、アメリカが市民権課税を採用しているといった特殊性、永く拡張的納税義務の制度を採用していて、(執行できていたかは別として、少なくとも法制度上は、)課税逃れに対応できていたことを考えれば、理解することができる。

(87) Opinion of Advocate General Mischo. Case C-9/02.(2004) ECR I-2409. para.64.
(筆者訳)

これら三か国のキャピタル・ゲイン課税制度では、出国、贈与（低額譲渡含む）、相続というみなし譲渡課税が考えられる三つの場面のうち、課税逃れとなってしまう出国は必ずみなし譲渡課税が制度化されているが、課税の繰延べとなる贈与と相続については、どちらもみなし譲渡課税をするカナダ、贈与の場合のみみなし譲渡課税をするオーストラリア、どちらの場合もみなし譲渡課税をしないアメリカと、それぞれが異なる取扱いとなっている。

一方、永く制限的所得概念を採用してきたヨーロッパ諸国の出国税は、これらの国とは大きく異なっている。基本的にキャピタル・ゲイン課税を行わないドイツやオランダで採用されている出国税は、ドイツの場合は事業所得、オランダの場合はボックスⅡ所得という特定の所得を補完するべく制度化されたもので、対象の資産も（当然のことであるが）その特定の所得の対象資産に限定されている。

また、資産一般を対象とするキャピタル・ゲイン税があるイギリスが採用している再入国課税も、対象資産が資産一般でありキャピタル・ゲイン税の対象資産と整合している。

つまり、この章で見てきた国々（フランスを除いて）の出国税（イギリスの再入国課税を含む）についていえることは、それが既存もしくはそれと同時に導入された制度を補完するものとして存在し、その対象資産は補完する制度と同じであるということである。それを念頭に日本の国外転出時課税制度を考えると、対象資産を株式等に限定していることが非常に特異に見えてくる。日本は包括的所得概念を採用し、資産一般のキャピタル・ゲイン課税を行っているのだから、カナダ、オーストラリア、アメリカのような一般的出国税を採用するのが自然な流れであり、そうでなければ補完が不十分で、制度の不備を残してしまう結果となる。制度の不備を残すということは、すなわち課税の不公平や課税逃れの余地を残すということである。

また、既存制度の補完といった確固たる位置付けが無いと、今後、対象者の要件や対象資産の範囲を再検討する際に、フランスのように簡単に経済政策の犠牲となってしまう、制度が安定しない結果となる恐れもある。

第 3 章 国外転出時課税制度の再検討

第 1 節 一般的出国税の提言

第 1 章で整理した出国税の意義と、第 2 章でみた各国の制度比較から考えれば、包括的所得概念に依拠し、資産一般のキャピタル・ゲインに課税を行う制度を採用している日本は、一般的出国税を採用すべきである。カーター報告の表現を引用すれば、それは、日本の居住者であった期間に蓄積したキャピタル・ゲインに対する課税を、単に外国の居住者になることで逃れられるような制度でよいのか、という問いかけに対する回答である。

イギリスの再入国課税のような制度も選択肢となるかもしれないが、再入国課税は明らかに抜け穴がある制度で、TFEU という障壁を強く意識し、やむをえず採用した制度ともいえる。したがって、そういった障壁の無い日本があえて採用する必要性は無いであろう。イギリスの再入国課税については、国外転出時課税制度の導入時の政府答弁で、佐藤慎一財務省主税局長（当時）は、「やや特異な方式」で「幾つか問題がある」とした上で、以下のように述べている⁽⁸⁸⁾。

「例えば、出国後に資産を譲渡しないで五年を経過したような場合に、イギリスでは課税されない一方で、居住国、仮にその居住国がキャピタルゲイン非課税の国という場合には、居住国でも課税されないというようなことで二重非課税というのが生じてくる可能性もありますし、それから、出国後に一時的に非居住者であった時点で資産を譲渡したということによって実現したキャピタルゲインに対して、イギリスに帰国した後に事後的に課税するということが適当かどうか。あるいは、非居住者期間中の譲渡の事実を正確に把握することができるのだろうかとかといったような様々な問題があるんだろうというふうに思います。」

(88) 参議院平成 27 年 3 月 26 日・前掲注(9)18 頁。

したがって、日本が参考とすべきは、カナダ、オーストラリア、アメリカの
出国税であると考ええる。

第 2 節 対象から除外する資産

出国税の対象資産は、譲渡所得との整合性を重視すれば、基本的には所得税
法 59 条の規定をベースにするべきであると考ええるが、出国後も日本に課税権
が残る資産などは対象から除外するといった選択肢もある。この点を検討する
ため、まず一般的出国税を採用しているオーストラリア、カナダ、アメリカ（説
明の都合上、この順番で紹介する。）の制度上、キャピタル・ゲイン課税の対象
ではあるものの、出国税の対象からは除外されている資産を紹介し、それらを
踏まえた検討を行う。

1 主要国の例

(1) オーストラリア

第 2 章でも触れた通り、オーストラリア国内源泉所得の基因となるオー
ストラリア課税資産は、原則として出国税の対象から除かれている
(ITAA97 §104-160(3)、ITAA97 §855-15)。これは、出国税が課税権から
離脱する行為による課税逃れを防ぐための制度であることから、出国後も
オーストラリアの課税権から逃れられない資産にまで対象を広げる必要は
無いといった考え方に基づく。

出国税の対象から除かれているオーストラリア課税資産は、具体的には
以下のとおりである。

- ① オーストラリアにある不動産（借地権を含む）(ITAA97 §855-20(a))
- ② オーストラリアにある天然資源の採掘権、採石権、採鉱権 (ITAA97 §855-20(b))
- ③ 不動産化体株式 (ITAA97 §855-25)
- ④ オーストラリアの恒久的施設を通じて行う事業で使用していた資産

⑤上記①～④の資産を購入する権利

⑥出国時に拡張的納税義務を選択（第 2 章第 1 節 4 参照）した場合のその対象資産

(2) カナダ

カナダもオーストラリアと同様、国内源泉所得の基因となる資産（taxable Canadian property。以下、「カナダ課税資産」という。）は出国税の対象から除外していたが、1996 年に対象除外資産の範囲を縮小する改正を行っている。これは、特定のカナダ課税資産については、租税条約を利用して出国税逃れを行うことができたためである⁽⁸⁹⁾。この改正以後は、例えば不動産化体株式などのカナダ課税資産に含まれる有価証券も、出国税の対象とされることとなった。

現行法上、出国税の対象から除かれている資産は、具体的には以下のとおりである（ITA §128.1 (4)(b)）。

①カナダにある不動産

②カナダにある天然資源に関する採掘権など（ITA §66(15)）

③カナダにある材木を伐採する権利（ITA §13(21)）

④カナダの恒久的施設を通じて行う事業で使用していた一定の資産

⑤年金プランなど（ITA §128.1(10)）

⑥出国前 10 年中 5 年超カナダ居住者であった納税者が、最後に居住者となった時点で所有していた資産、又は最後に居住者となった以後に相続・遺贈で取得した資産

(3) アメリカ

アメリカの出国税の対象から除外されている資産は以下のとおりであり（IRC §877A(c)）、オーストラリアやカナダに比べ限定的である。

①年金プランなどの適格繰延報酬（differed compensation item）⁽⁹⁰⁾

(89) Jack Bernstein. "Canada's Departure Tax - Recent Legislative Changes". Bulletin for International Taxation. 1999 (Volume 53) No. 6. IBFD Publications. p.267.

(90) 支払者がアメリカ市民であるなどの条件を満たした適格繰延報酬の場合は、出国

- ②個人退職勘定（IRA: Individual Retirement Account）などの特定繰延税勘定（specified tax deferred account）⁽⁹¹⁾
- ③ノングラントーラスト（nongrantor trust）⁽⁹²⁾

2 国内源泉所得の基因となる資産と租税条約

出国税が課税権から離脱する行為による課税逃れを防ぐための制度であるならば、出国後もそのキャピタル・ゲインについて日本の課税権が残る資産は、出国税の対象資産に含める必要は無い。未実現の利益に課税すると、資産の評価や納税者の納税資金といった面で問題が出てくる可能性があることを考慮すれば、出国税の対象資産に不必要な資産を含めることは避けるべきである。この点、オーストラリアは、オーストラリア課税資産を対象資産から除いているし、1996年改正前のカナダも、カナダ課税資産を対象から除いている。

そこで、日本でも国内源泉所得の基因となる資産を除外するという選択肢が考えられる。しかしながら、ここで租税条約の影響も考慮する必要がある。既に述べたとおり、出国税は、課税国の居住者である時に適用されるものであり、非居住者となった後に生じた所得にまで及ぶものではないため、租税条約に妨げられるものではないと整理されているが（「はじめに」参照）、出国税の対象外とした場合には、その資産のキャピタル・ゲインが実現し実際に課税されるのは、出国して非居住者となった後となるため、租税条約の影響を受けることになる。つまり、国内法上課税権が残っていたとしても、租税条約で規定が置き換わり、日本に課税権が残らない資産も存在するのである。例えば、①買い集めによる株式、②事業譲渡類似株式、③不動産化体株式、④国内ゴルフ場の株式形態のゴルフ会員権は、国内法上は国内源泉所得

後、支払時に 30%の源泉税の対象となり、非適格繰延報酬の場合は、出国時の価値で支払があったものとして課税される（IRC §877A(d)）。

(91) 出国時の価値で支払があったものとして課税される。

(92) パス・スルー型のトラスト（グラントーラスト）以外のトラスト。出国後、分配時に 30%の源泉税の対象となる。

の基因となる資産に該当する（所令 281①）が、租税条約上も日本に課税権が留保されているとは限らない。

①と④は、OECD モデル租税条約においては、他の株式と同様に取扱いられ、居住地国のみに課税権があることとなっている。日本の結ぶ租税条約上においても、他の株式と区別して特別な取扱いをしている例は無いため、株式一般の譲渡所得に源泉地国課税を認める租税条約（例えば対インド、対カナダ、対中国など）でない場合は、日本に課税権が残らない。

②も、OECD モデル租税条約においては、他の株式と同様に取扱いられ、居住地国のみに課税権があることとなっているが、対フランスや対オーストラリアなどのごく一部の租税条約においては、他の株式と区別して源泉地国課税権を認めている。しかし、OECD モデル租税条約に沿った多くの租税条約上、日本に課税権が残らない。

③は、OECD モデル租税条約でも、他の株式と区別し源泉地国課税権を認めており、日本の結ぶ多くの租税条約上、日本に課税権が残ることとなっている。しかし、全ての国との租税条約で日本に課税権が留保されているわけではなく、例えば主要国でもイタリアとの租税条約上は源泉地国課税権が認められておらず、日本に課税権が残らない。

この点カナダでは、1996 年までカナダ課税資産が出国税の対象外とされていたが、この中には一定の有価証券なども含まれており、当時アメリカとの租税条約を利用することによって、出国税が課税されない上に実現時にもカナダに課税権が無いといったタックスプランニングの存在が問題視され、大幅に改正が行われている。この改正により、出国税の対象から除外される資産の中に、有価証券は含まれないこととなった。

このように、国内法において国内源泉所得の基因となる資産であっても、租税条約が適用された結果、課税権が残らない場合がある。そこで、例えば所得税法 162 条（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）のように、租税条約を参照するような規定を置くことを検討してみよう。ここで大きな障壁となるのは、出国先とキャピタル・ゲイン実現時の居住地が同じで

あるとは限らないことである。つまり、出国時点では実現時にどの租税条約が適用されるのかが未確定であり、参照する租税条約を特定できないため、そのような規定を置くことは現実的に困難なのである。したがって、課税逃れを防ぐという目的を考えると、対象資産から除外しても問題の無い資産は、国内法上、国内源泉所得の基因となる資産であって、かつ、日本が結ぶ全ての国との租税条約においても日本に課税権が留保されている資産、例えば日本国内に所在する不動産などに限定されることとなる。

3 ストックオプションについて

平成 28 (2016) 年度税制改正で、ストックオプションが国外転出時等課税制度の対象資産から外されている。ここで、この改正について簡単に整理しておきたい。

税制改正の解説によれば、ストックオプションを対象から外した理由は「国外において生じたストックオプションの行使による所得のうち国内において行った勤務等に基因するものは国外転出後も日本における国内源泉所得として課税対象となるため」⁽⁹³⁾とされている。一見すると、上記 2 で触れた国内源泉所得の基因となる資産を除外する考え方と一致するようにもみえるが、少し内容が異なっている。出国税の目的は、居住者期間中に獲得したキャピタル・ゲインに対する課税が、出国によって漏れないようにすることであり、国内源泉所得の基因となる資産を除外してもよい理由は、出国後もそのキャピタル・ゲインに対する課税が漏れないからである。しかしながら、非居住者のストックオプションの行使益のうち国内源泉所得として課税されるのは、「国内において行った勤務等に基因」する部分であり、「居住者期間中に獲得」したものではない。つまり、ストックオプションの行使益が国内源泉所得と

(93) 財務省「平成 28 年度税制改正の解説」90 頁

(https://warp.da.ndl.go.jp/info-ndl.jp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/explanation/pdf/p0081_0150.pdf) (2020 年 6 月 16 日最終閲覧)。

なるか否かは、国内勤務／国外勤務が境界なのであり、国外転出時課税制度が問題としている居住者／非居住者の境界と「ずれ」ているのである。例えば、日本の居住者期間中に国内外に渡って勤務等を行った納税者が、国外転出後にストックオプションを行使した場合、（居住者期間中に獲得した利益にもかかわらず）国外勤務分は日本で課税されないのである。

また、「国外転出後も課税対象となる」ことを理由にするのならば、不動産化体株式会社なども同様に対象から外すべきではないかといった疑問や、国内法上はストックオプションの行使益に日本が課税できるとなっているものの、租税条約上は必ずしも日本に課税権が留保されていないではないかという疑問も生じる。

このように、国外転出後も国内源泉所得として課税対象となるという理由では、ストックオプションを対象資産から外すことについて、明確に説明ができないように思われる。このような「ずれ」の原因は、ストックオプションの行使益がキャピタル・ゲイン以外の性格を多く含んでいることにあると考える。ストックオプションの行使益には様々な要素が含まれており、キャピタル・ゲインとしての性格もあるものの給与所得としての性格も強く、所得税法基本通達 23～35 共－6 においても基本的に給与所得として整理されている。また、税制適格のストックオプションの行使益は、株式の譲渡益に含められ譲渡所得として課税されるが、行使益部分の性格は給与所得であり、租税条約の適用に当たっては給与所得条項が適用されるという見解も示されている⁽⁹⁴⁾。そして、そもそもストックオプションの行使益について、国内において行った勤務等に基因するものを国内源泉所得としているのは、その給与所得性が考慮された結果であるといえる。

以上のような事実を踏まえれば、ストックオプションの行使益は、それがキャピタル・ゲインではないため、もしくは、キャピタル・ゲイン以外の要素が多く含まれているために、未実現のキャピタル・ゲインを課税対象とす

(94) 国税不服審判所裁決事例集 No.108 平成 29 年 8 月 22 日。

る国外転出時等課税制度の対象外とされたのだと整理した方がよいのではないだろうか。そのように整理すれば、不動産化体株式会社などを対象資産から除外するか否かとは、別の問題として考えることが可能である。

4 課税権以外の視点

ここまでは、日本に課税権が残るか否かという視点で述べてきたが、日本に課税権が残っても、非居住者への課税は居住者と同等の課税ではなく税負担に差があるので、居住者である最後の機会に課税をすべきである、という考え方もある。

更には、資産の譲渡が行われた後、申告前に譲渡代金を国外へ送金してしまい申告しないというケースも考えられるし、たとえ申告が行われたとしても、滞納となった場合に容易に徴収ができないといった点も考慮する必要があるであろう。このように、執行上の困難さも考慮すると、対象から除外する資産は慎重に検討する必要があると考える⁽⁹⁵⁾。

5 小括

「理論上、出国税は、出国元の国が出国後には課税できない未実現のキャピタル・ゲインに限られ得る。」⁽⁹⁶⁾のであるが、租税条約まで考慮すると、出国後も日本が必ず課税できる資産は、かなり限定的になる。更に、居住者と非居住者の課税方法の差異、執行上の困難性まで考えれば、基本的にはキャピタル・ゲイン課税の対象となっている資産は、出国税の対象から外さない方がよいであろう。そのうえで、未実現の利益へ課税することから生じる納税資金の問題には納税猶予の制度などで対応し、資産の把握など執行の困難性については、対象者を一定の資産規模以上の納税者に絞り、課税の公平性

(95) この点、国外転出時課税制度の対象に不動産を含めることが検討に値するという意見もある。増井良啓「不動産譲渡対価の支払に際しての非居住者該当性の確認」税研 208 号 178 頁 (2019)。

(96) Betten. *supra* note(5). p.64. (筆者訳)

の観点からは重要度の低いケースを除外するといった方法で対応するのがよいのではないかと考える。この点、日本の国外転出時等課税制度は、納税猶予の制度もあり、対象者も 1 億円以上の対象資産保有者に限られているので、対象資産の範囲を拡大し一般出国税とした場合でも、こういった制度を維持していくのがよいであろう。また、アメリカの出国税のようにキャピタル・ゲインから一定額の控除（第 2 章第 4 節 3 参照）を認めるというのも選択肢になるかもしれない。

第 3 節 譲渡所得の基因とならない資産等

所得税法 59 条の対象資産は、「山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産」となっている。本稿ではここまで、譲渡所得の基因となる資産を念頭に出国税の対象資産範囲を検討しており、一般的出国税を採用する場合は、所得税法 59 条の規定をベースにすべきであるとの考えも述べた。しかしながら、譲渡所得の基因となる資産以外でも、いくつか対象として検討をする必要があると考えられるものがあるので、本節において検討を行う。

1 未決済信用取引等と未決済デリバティブ取引

第 1 章第 2 節 4 において、所得税法 59 条と国外転出時等課税制度では、対象の資産が異なっている点を指摘した。所得税法 59 条の対象範囲がより広いため、基本的には、所得税法 59 条の対象資産ではあるが国外転出時等課税制度の対象資産ではないものが多く存在することなのであるが、逆の場合、つまり国外転出時等課税制度の対象であるが所得税法 59 条の対象となっていないものも存在する。それが未決済信用取引等と未決済デリバティブ取引である。

未決済信用取引等と未決済デリバティブ取引は、譲渡所得ではなく（所得税法上の資産に該当せず）雑所得として課税される。これらの取引が、国外

転出時等課税制度の対象とされているのは、対象外とした場合には、容易に租税回避が行われてしまうという問題意識があったためと思われる。

仮に、これらの取引が国外転出時等課税制度の対象外であった場合、例えば、含み益のある株式を所有する納税者が、同じ株式のコールオプションとプットオプションを同数保有（どちらかに含み益が生じていれば、もう一方には含み損が生じている）することで含み益への課税を逃れることができる（ストラドル取引）。すなわち、出国直前に株式の譲渡と含み損の出ているオプションの行使⁽⁹⁷⁾を行って含み益を相殺し、出国後に含み益の出ているオプションを行使することにより、出国時に課税されるはずの株式の含み益を、出国後に繰り延べることが可能となってしまうのである。

このような懸念を考えれば、未決済信用取引等と未決済デリバティブ取引を国外転出時等課税制度の対象とすることは妥当なものといえるであろう。むしろ、所得税法上、国外転出時等課税制度以外ではみなし実現の制度が無い点が問題となるかもしれない。例えば、国外転出時等課税制度では非居住者への贈与が対象となっているが、外国法人への贈与は対象となっていない。これでは、非居住者へ贈与する際に外国法人を介在させることによって、簡単に租税回避ができてしまう。一般的出国税を導入するか否かに関わらず、この点の不整合は修正する必要があるのではないだろうか。なお、この非居住者への贈与と外国法人への贈与の取扱いの違いは、未決済信用取引等と未決済デリバティブ取引が所得税法 59 条の対象とならないから生じるものであり、有価証券を外国法人に贈与した場合は所得税法 59 条が適用され、みなし譲渡課税がされることとなっているため問題とはならない。

(97) わざわざオプションを行使して株式売買を行うよりも、オプションの権利を放棄してしまった方が損失は小さい（ただし、株式譲渡益と相殺できない雑所得の損失となる）ので、実際にこの通りの取引をすることは考えにくいですが、このような考えをベースにしてもう少し手の込んだスキームを組み、利益の全部又は一部を出国後に繰り延べることが可能であろう。

2 外貨

例えば、資産運用のため銀行に米ドル建外貨預金 100 万ドル（預入時のレート 100 円／ドル）を保有している納税者が出国する場面を考える。出国時のレートが 110 円／ドルだったとして、出国直前に外貨預金を払い出した場合は 1,000 万円の為替差益が認識され課税される一方、出国後に払い出した場合（出国前後でレートが変わらなかったと仮定）には課税がされないことになる。これは不公平だろうか。

日本の所得税法においては、経済的な価値があり、他人に移転可能なあらゆるものが譲渡所得を発生させる「資産」とされている。ただし、経済的な価値があっても他人に移転可能でも、この「資産」にあたらないと解されているものがある。そのもっとも重要な例は現金である。現金はそれ自体が他のモノや利益の価値を測る尺度であり、値上がりや値下がりを考えることができないから、ここでいう「資産」にはあたらないのである。そして、邦貨だけではなく外貨も、「資産」にはあたらないと解されており、為替差益は譲渡所得ではなく通常は雑所得に区分されている⁽⁹⁸⁾。

しかし、外貨は邦貨で価値を測ることができ、邦貨との相対的な価値が変動するのであるから、「資産」に該当しないとす理論的根拠は必ずしも明確ではない。実際、外貨の取扱いは国によって異なり、例えばオーストラリア⁽⁹⁹⁾では日本と同様に、外貨の譲渡をキャピタル・ゲインではないと取り扱っている一方、カナダ⁽¹⁰⁰⁾では為替差益がキャピタル・ゲインとして取り扱われている。この取扱いの違いは、そのまま出国税の対象か否かの違いとなっている。

日本の場合、外貨は「資産」に該当しないため、所得税法 59 条のみなし譲

(98) 佐藤英明『スタンダード所得税法』87-88 頁（弘文堂、2020）参照。

(99) オーストラリアの所得税法上、外貨の譲渡はキャピタル・ゲインが認識される CGT イベントとは規定されておらず、別途規定（forex realisation event）が置かれている（ITAA97 §775-5）。

(100) カナダの所得税法上、為替差益はキャピタル・ゲインとみなすと規定されている（ITA §39 (2)）。

渡課税の対象とされていないし、相続や贈与の場合に取得価額を引き継ぐこともない。つまり、先ほどの事例で「出国」を「相続」に読み替えた場合でも 1,000 万円の為替差益には永遠に課税されることがないのである。

繰り返しになるが、出国税の対象資産を検討するに当たっては、出国税それ単体で考えるのではなく、日本の所得税法全体との整合性を考える必要がある。したがって、為替差益の性格をキャピタル・ゲインとして整理していない以上は、基本的には外貨を出国税の対象に含めるべきではないと考える。

3 暗号資産

ビットコイン等の暗号資産（仮想通貨）は近年取引が増加⁽¹⁰¹⁾しており、国税庁も 2019 年 6 月に発表した「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」で、暗号資産取引が重点的に対応すべき分野であるとの認識を明確にしている。また、2019 年 3 月までの数年間に少なくとも 50 人と 30 社が総額約 100 億円の申告を漏らしていたとの報道もなされている⁽¹⁰²⁾。

このような中、暗号資産が国外転出時等課税制度の対象外となっており、含み益のある暗号資産を持った納税者が、シンガポールなどに国外転出した後にその暗号資産を売却すれば課税逃れができるという事実は、多くの研究者や税理士が指摘している⁽¹⁰³⁾。

暗号資産の譲渡についての所得税法上の取扱いは、2017 年 12 月の「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」（情報）個人課税情報第 4 号などにおいて、原則として雑所得に区分されることが公表された。しかし、雑所得

(101) 金融庁仮想通貨交換業等に関する研究会（第 1 回）資料 3「仮想通貨取引についての現状報告（平成 30 年 4 月 10 日）一般社団法人日本仮想通貨交換業協会」16 頁参照（<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180410-3.pdf>）（2020 年 6 月 16 日最終閲覧）。

(102) 朝日新聞 2019 年 6 月 5 日付朝刊記事。

(103) 例えば、酒井克彦「総論 仮想通貨を取り巻く税務上の諸問題」税理 61 巻 11 号 24 頁（2018）。また、インターネット検索で「仮想通貨 国外転出時課税」と検索すれば、複数の税理士事務所がこのことを指摘していることが分かる（2020 年 6 月 16 日最終検索）。

に区分される根拠などについては、明確にされているとはいえ、国会における議論の中で国税庁の見解が断片的に明らかになっているのみである⁽¹⁰⁴⁾。そのような中、令和元（2019）年度の税制改正により、暗号資産が所得税法上の固定資産に該当しないこと（所令 5）、棚卸資産に該当しないこと（所法 2①十六）、そして贈与等の場合の棚卸資産に準ずる資産に含まれること（所令 87）が明文化された。国会での議論では、暗号資産の税法上の取扱いについて、外貨の取扱いとのバランスにも言及がなされていた⁽¹⁰⁵⁾のであるが、この改正により、日本の所得税法上、資産に当たらないと解されている外貨とは異なり、暗号資産は資産に該当するということが明確になった⁽¹⁰⁶⁾と考えられる。

他国をみると、一般的に出国税を採用しているカナダ、オーストラリア、アメリカでは、暗号資産が資産として取り扱われており⁽¹⁰⁷⁾、出国税の対象資産にも含まれることとなっている。日本においても、これらの国と同様に出国

(104) 泉絢也「暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？—国会における議論を手掛かりとして—」千葉商大論叢第 57 巻第 1 号 109-133 頁（2019）など参照。

(105) 例えば、2018 年 3 月 22 日の財政金融委員会において、星野次彦財務省主税局長（当時）は、暗号資産の売却等による所得が雑所得に区分されることについて「為替差益が雑所得として総合課税の対象となることとのバランスを考えれば適当なものと考えております。」と答弁している。参議院平成 30 年 3 月 22 日「参議院財政金融委員会会議録第 5 号」30 頁。

(106) 2019 年 3 月 20 日の財政金融委員会において、星野次彦財務省主税局長（当時）は、「暗号資産は資産ではあるということをごさいますて、これは今回の改正でも明確でございます。」と答弁している。参議院平成 31 年 3 月 20 日「参議院財政金融委員会会議録第 5 号」20 頁。

(107) カナダについては、Canada Revenue Agency “Guide for cryptocurrency users and tax professionals” (<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/programs/about-canada-revenue-agency-cra/compliance/digital-currency/cryptocurrency-guide.html>)、

オーストラリアについては、Australian Taxation Office “Transacting with cryptocurrency” (<https://www.ato.gov.au/General/Gen/Tax-treatment-of-crypto-currencies-in-Australia--specifically-bitcoin/?anchor=Transactingwithcryptocurrency>)、

アメリカについては、Internal Revenue Service “Notice 2014-21 IRS Virtual Currency Guidance” (https://www.irs.gov/irb/2014-16_IRB#NOT-2014-21) を参照（最終閲覧日はいずれも 2020 年 6 月 16 日）。

税の対象資産にするべきであろうと考えるが、暗号資産は資産に該当するものの、譲渡所得の基因となる資産には該当しないとされている点に注意する必要がある。すなわち、暗号資産は現行のみなし譲渡課税制度の代表格である所得税法 59 条の対象資産ではなく、所得税法 40 条の対象資産なのである。

所得税法 40 条は、次のような条文となっている。

(たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入)

第 40 条 次の各号に掲げる事由により居住者の有するたな卸資産（事業所得の基因となる山林その他たな卸資産に準ずる資産として政令で定めるもの⁽¹⁰⁸⁾を含む。以下この条において同じ。）の移転があつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

- 一 贈与（相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。）又は遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。） 当該贈与又は遺贈の時ににおけるそのたな卸資産の価額
 - 二 著しく低い価額の対価による譲渡 当該対価の額と当該譲渡の時ににおけるそのたな卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額
- （以下省略）

比較のために所得税法 59 条の条文も確認しておこう。

(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)

(108) 贈与等の場合のたな卸資産に準ずる資産として政令で定めるものは、次のように規定されている（所令 87）。

「法第 40 条第 1 項（棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）に規定する政令で定めるものは、前条に規定する資産、有価証券で事業所得の基因となるもの及び法第 48 条の 2 第 1 項（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する仮想通貨とする。」

第 59 条 次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

- 一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）
- 二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）

（以下省略）

この二つの条文は、対象となる資産を異にするが、どちらもみなし譲渡課税の規定である点は共通している。しかし、みなし譲渡を認識する場面には若干の違いがある。例えば、所得税法 59 条では個人に対する贈与が対象から除かれているが、所得税法 40 条では除かれていない。つまり、暗号資産を個人に贈与した場合には、みなし譲渡課税が適用されるものと考えられる。これは、非居住者に対しての贈与にも適用されるのであるから、現行法上においても、国外転出時等課税制度の一場面である非居住者への贈与の場合について、暗号資産がカバーされていることになっている。

4 小括

この章で検討した通り、出国税の対象資産を、単純に譲渡所得の対象資産と同じとしてしまうとその効果は十分ではない。暗号資産のように譲渡所得の基因とならない資産であっても、制度の対象とすべきと考えられる資産は存在するのである。また、所得の種類や所得の時期を操作し、租税回避の道具になり得るデリバティブ取引なども、対象としなければ制度の有効性が害されてしまう。

したがって、一般的出国税を採用する場合、所得税法 40 条及び 59 条と対象資産が整合するように検討するとともに、現行の国外転出時等課税制度の対象となっている未決済信用取引等と未決済デリバティブ取引を、所得税法 59 条が対象としている贈与などの場合のみなし実現の対象にすることを検討すべきであると考ええる。

おわりに

国外転出時課税制度は、一般に租税回避防止措置として導入されたと説明されている。しかしながら、この制度は租税回避目的に限らず広く国外転出を対象にしているのであって、通常の租税回避防止措置の範囲を超えているといえる。税法上、租税回避の定義規定は無いため、その定義は学者によって若干の差異があるが、例えば金子宏名誉教授は、「私法上の形成可能性を異常または変則的な（「不自然」という言葉は、主観的判断の幅が広く、不明確度が大きいいため、避けておきたい）態様で利用すること（濫用）によって、税負担の軽減または排除を図る行為」⁽¹⁰⁹⁾と定義しておられる。国外転出により課税権を逃れる行為は、私法上の形成可能性を利用する行為ではないので、この定義には当てはまらないことが分かる。つまり、国外転出時課税制度を純粋な租税回避防止措置と整理するのは、理論的に困難な面があるのである。

今後、国外転出時等課税制度の対象資産を増やす方向で検討する場合に、必ず制度を理論面で補強する必要があるであろう。まず、検討対象とすべき資産は何かといった疑問に答えるのにも、理論面での整理は必要なのである。例えば、ある居住者がシンガポールの不動産に投資していたとする。近い将来シンガポールへの移住の計画（租税回避以外の目的で）があるところ、投資していた不動産にある程度含み益が出たので売却しようと考えたが、国外転出後に売却の方が税金面で有利なため、売却をしばらく先送りにするという場合を考える。この行為は果たして制度の対象とするべきものであろうか。租税回避防止という観点だけでは、この疑問に対して明確な回答は出せないであろう。なぜなら売却のタイミングに租税回避目的があるとしても、国外転出そのものは租税回避目的ではないからである。しかし、本稿で整理したことを踏まえれば、この行為は課税権から離脱する行為であり、制度の対象としなければ潜在的な納税義務から永遠に逃れられる結果となるものであるため、制度の対象と

(109) 金子・前掲注(12)133頁。

すべきものであると明確にいえるだろう。日本の居住者であった期間に蓄積したキャピタル・ゲインに対する課税を、単に外国の居住者になることで逃れられるような制度では公平性が害されるのである。

租税制度は、市場経済への影響、執行可能性やその効率性なども考慮し決定する必要があることは言うまでもないが、それらに優先する基本原則として租税公平主義がある。所得税制度全体が公平な制度であるよう設計されることが優先されるのであって、出国税も公平性を害さないようにその中に整合的に存在しなければならないのである。公平性を阻害する例外的な取扱いには、それが許されるだけの合理的な理由を必要とする。出国税に関していえば、対象資産を限定するのであれば、所得税法がキャピタル・ゲイン課税の対象資産を限定的に規定していない以上、限定することについての合理的な理由が必要なのである。その理由が無い限り、日本の所得税制度と整合的な一般的出国税を採用することが、最も有力な選択肢なのではないだろうか。一般的出国税となれば、対象資産が増えることになるため、執行上の対応可能性の検討が必要となるであろうが、すでにカナダ、オーストラリア、アメリカでは導入されていて、十分な執行実績もある。本稿では、これらの国々の執行状況の研究にまでは至らなかったが、今後、そのような研究を行うことは非常に有益であろう。

課税逃れが起こる原因は、制度にある抜け穴である。課税逃れを問題とするのであれば、制度全体として整合性があり、抜け穴の無い公平な制度を目指し、抜け穴を丁寧に塞ぐ作業が必要である。そうでなければ、新たな課税逃れを生む結果となるだけである。出国税は、包括的所得概念に基づいた税制度下では、公平性の観点から必要な制度であると考ええる。その制度が、租税回避が常態となってしまうような制度になってしまうことや、位置付けが曖昧なまま（例えばフランスのように）、経済政策などを理由に廃止される方向となってしまうことを強く懸念する。

本稿では、国外転出時等課税制度について、制度の位置付けなどの理論的な面からその意義を整理し、あるべき対象資産の範囲を提言した。本稿が、国外転出時等課税制度に関する今後の改正議論のベースとして、少しでも活用され

れば幸いである。